

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、  
平成13年7月1日から平成14年6月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成14年9月

証券取引等監視委員会

委員長 高橋 武生

# 目 次

## はじめに

### 監視委員会の活動状況

## 第 1 章 組 織

### 第 1 監視委員会

### 第 2 地方の事務処理組織

## 第 2 章 犯則事件の調査・告発

### 第 1 概説

### 第 2 犯則事件の調査・告発実績

## 第 3 章 検 査

### 第 1 概説

### 第 2 検査基本方針及び検査基本計画

### 第 3 金融庁長官の行う証券会社等検査との連携

### 第 4 検査実績

### 第 5 証券会社に対する検査結果の概要

### 第 6 登録金融機関に対する検査結果の概要

### 第 7 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

### 第 8 自主規制機関に対する検査

## 第 4 章 勧 告

### 第 1 概説

### 第 2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

## 第 5 章 建 議

### 第 1 概 説

### 第 2 建 議 の 実 施 状 況

## 第 6 章 取引審査

### 第 1 概 説

### 第 2 取引審査実績

## 第 7 章 一般からの情報の受付

### 第 1 概 説

### 第 2 情報の受付状況

## 第 8 章 監視委員会の10年及び展望

### 第 1 節 監視委員会の10年間の活動状況

#### 第 1 平成 4 年 7 月 ～ 平成 7 年 6 月

#### 第 2 平成 7 年 7 月 ～ 平成 10 年 6 月

#### 第 3 平成 10 年 7 月 ～ 平成 13 年 6 月

#### 第 4 平成 13 年 7 月 ～ 平成 14 年 6 月

### 第 2 節 展望（監視活動・機能強化への取組み等）

#### 第 1 市場監視体制の整備

#### 第 2 情報収集・分析能力の向上

#### 第 3 関係当局との連携

#### 第 4 海外証券規制当局との連携

#### 第 5 個人投資家との連携

#### 第 6 インターネット取引等への取組み

## 関係機関の活動状況

### 第9章 自主規制機関の行う公正確保業務

#### 第1 監視委員会と自主規制機関との関係

#### 第2 日本証券業協会の活動状況

#### 第3 証券取引所の活動状況

#### 第4 金融先物取引業協会の活動状況

#### 第5 東京金融先物取引所の活動状況

おわりに（個人投資家の皆様へ）

凡 例

|             |                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 証 取 法       | 証券取引法（昭和23年法律第25号）                                                           |
| 外 証 法       | 外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）                                                     |
| 金 先 法       | 金融先物取引法（昭和63年法律第77号）                                                         |
| 設 置 法       | 金融庁設置法（平成10年法律第130号。平成11年法律第102号により「金融再生委員会設置法」を改題）                          |
| 証 取 法 施 行 令 | 証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）                                                       |
| 外 証 法 施 行 令 | 外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）                                                |
| 金 先 法 施 行 令 | 金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）                                                       |
| 行 為 規 制 府 令 | 証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号。平成10年総理府令・大蔵省令第33号により「証券会社の健全性の準則等に関する省令」を改題） |
| 外 証 法 府 令   | 外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）                                             |

## はじめに（公正な市場を求めて）

### 1 証券取引等監視委員会とは

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月に発足した合議制の機関である。当時、いわゆる証券不祥事を契機に、証券行政について、裁量を排した、より透明な市場ルールに基づく事後監視型の行政への転換と、証券会社等の監督と市場ルールの遵守を監視する役割との分離が求められることとなった。その中で、監視委員会は、証券会社等に対する検査や日常的な市場監視、取引の公正を害する犯則事件の調査を通じて、公正で透明な市場を構築するための中核的な役割を果たしていくことが任務とされた。

その後、金融行政のあり方についての全般的な見直しの中で、平成10年に総理府の外局として金融監督庁が発足し、監視委員会は従来の体制のまま大蔵省から金融監督庁に移管された後、同年末には金融再生委員会に移管された。また、平成12年には全体の中央省庁再編に先駆けて金融庁が発足し、監視委員会は、平成13年の中央省庁再編に伴い、内閣府の外局として発足した金融庁に従来の体制のまま移管されている。

このような金融行政機構の見直しのもとで、様々な金融システムの改革が進められ、証券分野においては証券会社の免許制から登録制への移行、取引所集中義務の撤廃、株式委託手数料の完全自由化等の措置が実施された。

また、証券市場の国際化などを背景に、内外の市場間競争が活発化し、わが国においても、新たに東京証券取引所と大阪証券取引所に新

興企業を中心とした市場が開設され、市場外取引や私設市場における取引も始まるなど、証券市場の多様化が進んでいる。広島、新潟、京都の証券取引所が閉鎖される一方で、平成13年以降、大阪や東京、名古屋の証券取引所が、順次、会員制組織から株式会社組織へ衣替えをするなど、新たな取組みもみられる。

このように証券市場を取り巻く環境が大きく変化する中で、平成13年の初頭から証券市場の構造改革や活性化が政策的にも重要な課題となり、政府の緊急経済対策やいわゆる骨太の方針などにおいて、市場監視体制の強化が必要とされた。こうしたことを受け、平成14年度の監視委員会の定員は、大幅な増員が認められた。

また、平成13年7月には、監視委員会の委員長に高橋武生、委員に川岸近衛、野田晃子が就任し、委員長の就任談話として、個人投資家の保護を最大の目標とする「新体制の活動方針」を公表した。

監視委員会が、その対象とすべき課題は複雑化・広域化しており、これに伴い、証券市場に対する投資者の信頼を確保するために果たすべき役割は益々重大になってきている。

本公表の対象期間（平成13年7月1日から平成14年6月30日まで、以下同じ）における活動の詳細は各章で詳述するが、まず、監視委員会が現在の環境下で、どのような問題意識の下で、どのように対処してきたかについて、以下概説する。

## 2 市場監視活動の重点事項

### (1) 市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃への取組み

公正で信頼される証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、投資者に証券市場が適切に運営されているという信頼感を醸成することが重要である。したがって、犯則事件に対する厳正な調査は、監視委員会の最も重

要な責務の一つである。

本公表の対象期間には、志村化工(株)の株券に係る相場操縦の嫌疑で強制調査（関係各所の搜索及び証拠物件の差押え）を実施し、検察官に対して告発したほか、フットワークエクスプレス(株)や(株)ナナボシに係る虚偽の有価証券報告書提出の嫌疑、(株)ティーアンドイーソフトの株券や三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券、三陽パックス(株)の株券に係る内部者取引の嫌疑について検察官に対して告発を行い、この結果合計7件の告発を行った。

## (2) 悪質な市場仲介者の徹底摘発への取り組み

市場ルール等の遵守の徹底を図っていくためには、証券市場の仲介者である証券会社等が市場ルール等に則って行動することが要請される。そのため、監視委員会は、証券会社等の市場ルール等の遵守状況等について検査を行っており、本公表の対象期間に、国内証券会社82社、外国証券会社14社、登録金融機関7機関及び証券取引所2社に対して検査に着手し、前検査事務年度の着手分を含め、検査を終了した90社のうち57社に対して問題点を指摘した。

検査結果をみると、従来同様、取引一任勘定取引の契約を締結する行為が多く認められたほか、EB（他社株券償還特約付社債券）の勧誘に際して重要な事項について投資者に誤解をさせるような表示をする行為などが認められた。また、平成13年9月に起きた米国同時多発テロ以降の我が国市場の不安定な状況の中、一部の証券会社において空売り規制違反等が把握されたところである。さらに、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する重大な問題点も多数認められた。これらは役職員の法令遵守意識の欠如や証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられる。証券会社の役職員は、法令遵守の重要性を強く認識し、公正な業務遂行に向けて一層努力すると

ともに、内部管理体制の充実・強化に努める必要がある。

検査や犯則調査の結果、証券会社やその役職員に重大な法令違反等が認められた26件について、行政処分を行うよう内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行った。

### (3) 効果的な市場監視

証券市場では日々膨大な数量の取引が行われている。この中から不公正な取引を時機を失せずに見出すためには、証券市場に関する様々な情報を効果的に収集し、的確に分析することが不可欠である。このため、監視委員会では、自ら市場動向等のチェックを行うほか、自主規制機関との緊密な連携や一般からの情報収集にも力を入れている。

本公表の対象期間には、価格形成に関する取引審査112件、内部者取引に関する取引審査249件、その他風説の流布等の観点からの取引審査31件の合計392件につき取引審査を行った。

### (4) 情報化・国際化への対応

情報通信技術の急速な進展は、インターネットの普及に象徴されるように、証券取引の手法だけでなく情報の媒介手段にも大きな影響を及ぼしている。こういった状況に対応するため、監視委員会においては、インターネット上の様々な情報を監視するため、インターネット巡回監視システムを活用し、インターネット上の情報を効率的に収集している。

また、証券市場の国際化により、取引の全容を把握するためには、外国の規制当局との情報交換が不可欠である。このため、証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）の会議等を通じて、各国の規制当局との連携強化につとめている。さらに、監視委員会を含む金融庁は、平成13年12月にはシンガポール通貨監督庁、平成14年5月には米国証

券取引委員会（SEC）及び商品先物取引委員会（CFTC）との間で、非公開情報の交換など二国間ベースの連携強化を目的とした情報交換協定を締結した。今後は国際的連携により市場監視活動を一層強化することとしている。

### 3 信頼される市場のために

わが国経済の再生・発展のためには、間接金融から証券市場を中心とした直接金融への移行が必要であり、とりわけ個人投資家が証券市場に積極的に参加することが必要であるとされている。そのためには、投資者の証券市場に対する信頼を確保することが重要であり、監視委員会に課せられた使命は重大である。

したがって、今後とも証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を目指して犯則事件の調査に努めるとともに、個人投資家の利益を犠牲に自らの利益を求める悪質な市場仲介者に対しては、厳正な態度で対処する。また、個人投資家のニーズや社会的な問題に対して的確に応えられるように努め、活動内容の広報についても各種報道機関や監視委員会のホームページを通じて、引き続き積極的に行うこととしたい。

証券市場の構造が急速に変貌し、取引の内容や仕組みが複雑化、多様化している今日、投資者の証券市場に対する信頼が一層確保されるよう、更なる努力を重ねる決意である。

なお、今回は、監視委員会の発足以来10年という節目の年の公表となることから、これまでの10年間を振り返り、監視委員会の活動状況及び展望を簡潔にまとめた記述を第8章に掲載したので、ご参考にして頂きたい。

平成14年9月

## 監視委員会の活動状況

# 第 1 章 組 織

## 第 1 監視委員会

監視委員会は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

監視委員会の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

監視委員会は、平成13年7月20日以降4期目に入っており、委員長に高橋武生、委員には川岸近衛及び野田晃子がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

監視委員会の事務局は、事務局長及び次長の下に総務検査課及び特別調査課の2課で構成されている。事務局の定員は、市場監視体制の抜本的強化を図るため、平成14年度予算において、平成13年度末の定員122人に対し61人の増員が認められ、14年度で合計182人（定員削減1人を含む）の体制（前年度の1.5倍）となっている。

（参考）平成14年度予算による定員の増員状況

|          |     |
|----------|-----|
| 証券取引検査官室 | 20人 |
| 取引審査部門   | 17人 |

特 別 調 査 課            22人

その他（情報処理）        2人

- (1) 総務検査課は、大きく分けて検査官室、取引審査（市場分析審査室）及び総括の3部門に分かれる。

検査官室は、証券取引等の公正確保の観点から証券会社等の検査を行う。

取引審査部門は、証券取引等の公正確保のために日常的な市場監視を行う。なお、平成14年7月から、取引審査部門は総括部門の情報処理係と合体して、市場分析審査室に改組された。

総括部門は、監視委員会全体の調整部門であり、監視委員会の会議の運営や内閣総理大臣、金融庁長官等に対する勧告・建議に係る事務などを行う。

- (2) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務省財務局長、財務支局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という）の下に、監視委員会が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、平成14年度予算において証券取引検査官など39人の増員が認められ、合計で182人となっている。

検査及び取引審査については監視委員会の委任を受けて（注）、犯則事件の調査については監視委員会の指揮監督を受けて、財務局長等がそれぞれ行っている。

（注）監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会自らその権限を行使することができる）。

## 第2章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概 説

#### 1 犯則事件の調査の目的及び権限

公正・公平な証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が適切に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査の目的は、これら証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることである。この犯則事件の調査権限は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図る目的から、監視委員会の設置に伴い設けられたものである。

また、証券会社等に対する検査が、内閣総理大臣及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行われるのに対して、犯則事件の調査は、監視委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されている。権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に及ぶものである。

具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条）と裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条）とがある。

## 2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第14条）で定められている。主なものとしては、証券会社を対象とする損失補てんのほか、発行会社を対象とする有価証券報告書の虚偽記載、何人をも対象とする風説の流布、相場操縦、内部者取引などがある（附属資料1－5の2の<sup>(2)</sup>参照）。

監視委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を監視委員会に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第119条）、監視委員会は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第53条、金先法第122条）。

## 第2 犯則事件の調査・告発実績

### 1 犯則事件の調査の実施状況

本公表の対象期間においては、志村化工<sup>(株)</sup>の株券に係る相場操縦の嫌疑により、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施した。そのほか、必要な任意調査を行った。

### 2 告発の状況

監視委員会は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引につき3件・5名（ティーアンドイーソフト事件、三笠コカ・コーラボトリング事件、三陽ボックス事件）、相場操縦につき1件・3名（志村化工事件）、虚偽の有価証券報告書の提出につき3件・16名（フットワークエクスプレス事件2件、ナナボシ事件）の合計7件・24

名について、証取法違反の罪に該当するとして検察官に告発を行った。その概要は以下のとおりである。

なお、監視委員会が発足以来10年間に行った告発は、上記の告発も含め、内部者取引16件・64名、損失補てん7件・44名、風説の流布3件・6名、相場操縦5件・11名、偽計2件・5名、有価証券報告書等の虚偽記載等9件・41名及び大量保有報告書の不提出1件・1名の合計43件・172名となっている。

(1) フットワークエクスプレス事件（虚偽の有価証券報告書提出）

監視委員会は、フットワークエクスプレス(株)に係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法違反（第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に当たるとして、①平成13年12月20日、犯則嫌疑法人1社（フットワークエクスプレス(株)）及び犯則嫌疑者6人（同社役職員）を、②平成14年6月7日、新たに犯則嫌疑者3人（公認会計士）をいずれも大阪地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人フットワークエクスプレス(株)の当時の代表取締役社長A、取締役副社長B、専務取締役Cら役職員6人及び同社の監査証明の業務に従事していた公認会計士であるD、E及びFは、共謀の上、同社の業務に関し、平成9年12月期、平成10年12月期及び平成11年12月期決算において、架空収益を合計約424億円計上するなどの方法により、経常利益及び当期純利益を各々合計約275億円、当期末処分利益を合計約273億円を粉飾するなどした虚偽の記載のある損益計算書、貸借対照表等を掲載した有価証券報告書を提出した。

### 〔告発後の経緯〕

平成14年6月10日、被告発人A、B、C、D、E及びFについて公訴の提起が行われた。E及びFについては、同日、大阪簡易裁判所において罰金50万円の略式命令が出され、同裁判は確定した。A、B、C及びDについては、大阪地方裁判所において公判係属中。

### (2) 志村化工事件（相場操縦）

**監視委員会は、志村化工<sup>(株)</sup>の株券に係る相場操縦が証取法違反（第159条、相場操縦的行為の禁止）に当たるとして、平成14年3月20日、犯則嫌疑者3人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。**

### 〔告発の対象となった犯則事実〕

- ① A及びBは、共謀の上、平成13年1月10日、東証一部上場銘柄である志村化工<sup>(株)</sup>の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した成行又は高指値注文を行って高値を買い上げるとともに大量に下値の買付注文を入れて下値を支えるなどの方法により、その株価を447円から521円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作を行った。
- ② A、B及びCは、共謀の上、平成13年1月12日から19日までの間、6取引日にわたり、同株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した成行又は高指値注文を行って高値を買い上げるなどの一連の売買を行うとともに、大量に下値の買い付け注文をして下値を支えるなどの方法に

より、その株価を546円から719円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作等を行った。

さらに、上記3人は、同株券の取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中4取引日にわたり同株券について、いわゆる仮装売買を行うとともに、3取引日にわたり、いわゆる馴れ合い売買を行った。

### 〔告発後の経緯〕

平成14年3月20日、被告発人A、B及びCについて公訴の提起が行われた。東京地方裁判所において公判係属中。

### (3) ティーアンドイーソフト事件（内部者取引）

**監視委員会は、(株)ティーアンドイーソフトの株券に係る内部者取引が証取法違反（第166条第1項、会社関係者等の禁止行為）に当たるとして、平成14年3月26日、犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。**

### 〔告発の対象となった犯則事実〕

Aは、(株)ティーアンドイーソフトの業務提携に関して、自らが代表を務める会社が、業務提携に係る記者発表会に関する業務を受託した広告代理店より更にこれを受託したことから上記業務提携の決定の事実を知り、その重要事実の公表前に(株)ティーアンドイーソフトの株券を買い付けた上、その公表後にこれを売り付けて利益を得ようと企て、平成12年12月に同社の株券6,000株を合計約500万円で買い付けた。

### 〔告発後の経緯〕

平成14年7月17日、被告発人Aについて公訴の提起が行われた。東京地方裁判所において公判係属中。

#### (4) ナナボシ事件（虚偽の有価証券報告書提出）

監視委員会は、(株)ナナボシに係る虚偽の記載のある有価証券報告書の提出が証取法違反（第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に当たるとして、平成14年6月28日、犯則嫌疑法人1社（(株)ナナボシ）及び犯則嫌疑者5人を大阪地方検察庁検察官に対して告発した。

### 〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人(株)ナナボシの前代表取締役会長ら当時の同社役員であった犯則嫌疑者5人は、共謀の上、同社の業務に関し、平成12年3月期決算及び平成13年3月期決算において、架空の受注工事代金を計上して売上を合計約59億円水増しするなどの方法により、経常利益及び当期純利益を各々合計約11億円粉飾するなどした虚偽の記載のある損益計算書、貸借対照表等を掲載した有価証券報告書を提出した。

#### (5) 三笠コカ・コーラボトリング事件（内部者取引）

監視委員会は、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券に係る内部者取引が証取法違反（第167条第1項、会社関係者等の禁止行為）に当たるとして、平成14年6月28日、犯則嫌疑者2人を東京地方検察庁検察官に対して告発した（下記<sup>(6)</sup>の三陽パックス事件と同じ嫌疑者）。

〔告発の対象となった犯則事実〕

当時、(株)東京三菱銀行で企業買収等に関するアドバイザリー業務を担当していた犯則嫌疑者Aは、当該銀行とコカ・コーラウェストジャパン(株)との間のアドバイザリー契約の締結に関し、同社が三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券の公開買付けを行うことについての決定をしたことを知った。そこで当該犯則嫌疑者A及びその友人である犯則嫌疑者Bは共謀の上、その公表前に三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を買い付けた上、公表後にこれを売り付けて利益を得ようと企て、平成13年2月下旬に同社の株券5,000株を合計400万円で買い付けた。

(6) 三陽パックス事件（内部者取引）

監視委員会は、三陽パックス(株)の株券に係る内部者取引が証取法違反（第167条第1項、会社関係者等の禁止行為）に当たるとして、平成14年6月28日、犯則嫌疑者2人を東京地方検察庁検察官に対して告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

当時、(株)東京三菱銀行で企業買収等に関するアドバイザリー業務を担当していた犯則嫌疑者Aは、その職務に関し、銀行の同僚から、三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)の株券の公開買付けを行うことについての決定をしたことを知った。そこで、当該犯則嫌疑者A及びその友人である犯則嫌疑者Bは、共謀の上、その公表前に三陽パックス(株)の株券を買い付けた上、公表後にこれを売り付けて利益を得ようと企て、平成13年3月下旬から4月上旬にかけて同社の株券10,000株を合計500万円で買い付けた。



## 第 3 章 検 査

### 第 1 概 説

#### 1 検査の意義及び対象

監視委員会は、証取法、外証法及び金先法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

監視委員会の検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、内閣総理大臣及び金融庁長官の証券会社等に対する行政上必要な措置及び施策に資するものである。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 証券会社及び証券会社の持株会社等  
(証取法 第59条、第194条の6)
- ② 登録金融機関及び登録金融機関の持株会社  
(証取法 第65条の2、第194条の6)
- ③ 証券業協会 (証取法 第79条の14、第194条の6)
- ④ 証券取引所 (証取法 第154条、第194条の6)
- ⑤ 外国証券会社国内支店及び特定金融機関  
(外証法 第31条、第42条)
- ⑥ 金融先物取引所及びその会員 (金先法 第52条、第92条)
- ⑦ 金融先物取引業者 (金先法 第77条、第92条)
- ⑧ 金融先物取引業協会 (金先法 第90条、第92条)

## 2 検査の範囲

検査の範囲は、政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条、金先法施行令第9条）で定められている。例えば、証券会社については、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為（取引一任勘定取引の契約の締結、断定的判断を提供した勧誘、特別の利益提供を約した勧誘等）、損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている（附属資料1－5の2の(1)参照）。

## 第2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる1年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度ごとに、自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、登録金融機関等のうちその検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成13検査事務年度（平成13年7月1日から平成14年6月30日まで）については、平成13年6月19日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成13検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

## 1 検査基本方針

### (1) 基本的考え方

我が国の証券市場は、金融システム改革の諸施策の実施、情報通信技術の進展などにより大きな変革の渦中にある。市場の自由化、国際化が進展し、投資者及び資金調達者の多様なニーズに応えていくことが求められている。この証券市場を健全に発展させていくためには、公正でかつ投資者から信頼される市場を確立することが不可欠であり、適切な市場ルール等の整備とその実効性を担保するための監視体制の充実及び市場ルール等の違反に対する厳正な対応が要請されている。

また、他社株券償還特約付社債券（以下「EB」という。）などの新たな金融商品の登場、インターネットを利用した証券取引を専門とする証券会社の参入、私設取引システム（以下「PTS」という。）運營業務などの新たな証券業務の登場等、個人投資家の保護の観点から重大な関心を持つべき分野が拡大している。このため、市場仲介者としての証券会社等においては、市場ルール等に則った適正な業務の確保及び内部管理体制の充実・強化が従来にも増して必要となっている。

以上を踏まえ、平成<sup>13</sup>検査事務年度（平成<sup>13</sup>年7月～平成<sup>14</sup>年6月）の検査においても、監視委員会の使命に則り証券市場等における取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

### (2) 平成<sup>12</sup>検査事務年度検査結果

平成<sup>12</sup>検査事務年度（平成<sup>12</sup>年7月～平成<sup>13</sup>年6月）の検査結果をみると、新たな金融商品であるEBに関連して、実勢を

反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、E Bの勧誘に際して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、依然として一部の証券会社等において重大な法令違反行為が認められている。なお、インターネット取引に関連した法令違反行為が初めて認められている。

また、個人投資家の利益を軽視した外貨建商品の乗換え勧誘などの営業姿勢上の問題点や、社内管理システムの不備及び不十分な活用、役職員の法令遵守意識の欠如及びこれに起因する法令の理解不足などの内部管理体制上の問題点が認められている。

検査運営においては、被検査法人の負担軽減及び効果的な検査に資するための同時検査の実施等による金融庁検査局との連携強化に努めている。また、各種情報の活用等による機動的な検査を実施しており、その結果において問題点を指摘している事例がある。

平成<sup>12</sup>検査事務年度においては、金融庁検査局と共同で証券会社に係る検査マニュアル（以下「証券検査マニュアル」という。）を策定・公表している。証券検査マニュアルは、検査機能の一層の向上を図るとともに、証券会社等の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資することを目的としている。

### (3) 平成<sup>13</sup>検査事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の証券市場をめぐる状況を踏まえ、平成<sup>13</sup>検査事務年度における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

#### ① 運営要領

金融庁検査局や自主規制機関等と連携し、証券検査マニュアルを有効に活用しつつ、厳正かつ的確な検査を実施することとする。

また、深度ある検査の実施に向けて、検査体制の拡充・強化に努めるとともに新たな業務内容にも対応した検査手法の向上・開発等を図ることとする。

検査対象会社については、個人投資家等の関心や市場の動きに的確に対応するため弾力的に選定することとし、その際、情報収集体制の拡充による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、前回検査の結果等を総合的に勘案する。その上で、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、適宜、機動的な検査を実施するなど、より実効性のある検査運営に努める。

## ② 検査重点事項

証券会社等検査では、投資者の保護に資するため、次の諸点を重点事項とする。

- (a) 営業姿勢面では、過去に指摘されている事項が依然として改善されていないことに鑑み、証券会社等の誠実かつ公正な営業姿勢の確保及び個人投資家の保護の観点から、投資勧誘の実情等を的確に点検する。
- (b) 証券取引の公正確保の観点から、法令を中心とした市場ルール等の遵守状況を最重点事項として多角的に点検する。
- (c) 法令違反行為等の未然防止等の観点から、各証券会社等における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性について点検する。

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点

から、市場ルール等の遵守状況を重点的に点検する。

③ 平成13検査事務年度に取り組むべき課題

イ 厳正かつ的確な検査の実施

(a) 機動的検査の一層の推進

各種情報を有効に活用し、弾力的に検査計画の見直しを行い当初計画にとらわれない機動的な検査の実施に努める。

(b) 金融庁検査局等との連携強化による効果的な検査の実施

金融庁検査局との同時検査の拡充など他機関との連携の強化に努め、相互の機能の有効活用により効果的な検査を実施する。

(c) 証券検査マニュアルの活用等による効率的な検査の実施

証券検査マニュアルの活用、的確な業務量の投入及び証券総合システムの活用等により効率的な検査の実施に努める。

ただし、証券検査マニュアルはあくまで検査官の手引書と位置付けられるものであり、証券会社等の規模、業務範囲や特性等を十分に踏まえ、機械的、画一的な検査に陥らないように留意する。

(d) 登録金融機関に対する検査への業務量の投入

登録金融機関における証券投資信託の取扱量が増大しているなど証券業務の比重が増していることから、登録金融機関に対する検査について相応の人員・期間を充当する。

(e) 意見申出制度の導入

検査における被検査法人からの意見申出制度の導入により、検査の質的水準の向上及び手続きの透明性の確保に努める。

**ロ 深度ある検査の実施**

**(a) E B等の新たな金融商品に関する証券会社等の法令遵守状況、営業姿勢についての重点的な点検**

E B等の新たな金融商品について、組成、引受、個人投資家等への勧誘、販売、償還等に関して不適正な行為が行われていないか、また、個人投資家等の利益を軽視した投資勧誘など営業姿勢上の問題点がないか等について重点的に点検する。

**(b) インターネット等の高度情報通信技術を利用した取引に係る取引実態の精査**

インターネット証券取引、P T S運営業務による取引等において、不適正な行為が行われていないか等について、取引実態を精査する。

**(c) 法令違反行為等の未然防止等の観点からの内部管理体制の点検**

法令違反行為等の再発防止・未然防止等の観点から、証券会社等の適切な社内管理システムの整備及びその実効性ある活用の確保のため、法令違反行為等が生じた原因・背景について内部管理体制の踏み込んだ点検・検討を行う。

**(d) 検査の専門性の向上**

新たな金融商品・証券業務等に関する的確な検査を実施するため、民間の専門家の職員への登用や、専門的な研修の充実等により、検査の専門性の向上に努める。

## 2 検査基本計画

### (1) 証券会社等検査

- ・ 国内証券会社      81社（うち財務局長等が行うもの73社）
- ・ 外国証券会社      11社
- ・ 登録金融機関      9社（うち財務局長等が行うもの 7社）

（注1）上記検査以外に、別途、機動的な検査等を実施する。

（注2）国内証券会社については、上記のほかに、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を26支店実施することとする。

### (2) 金融先物取引業者等検査

- ・ 金融先物取引業者等      原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

また、平成14検査事務年度（平成14年7月1日から平成15年6月30日まで）については、平成14年7月11日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

## 平成14検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

## 1 検査基本方針

### (1) 基本的考え方

我が国証券市場は、貯蓄尊重から投資重視への政策の力点の置換えなどを踏まえ、昨年8月に金融庁がとりまとめた「証券市場の構造改革プログラム」に沿って、個人投資家の積極的な市場参加のための環境整備が進められてきている。しかしなが

ら、昨年来、一部証券会社による作為的な相場形成等の法令違反行為に見られるように、一部の市場仲介者や市場参加者について、なお個人投資家の信頼を損なうような事例が認められた。

こうした中で、監視委員会としては、昨年来、証券会社の検査等を徹底することにより、市場ルール等の遵守状況について厳格な監視を行うとともに、個人投資家保護の観点から営業姿勢や内部管理体制等を的確に点検してきているほか、民間専門家の積極的登用を中心とする人員の増強、自主規制機関や外国当局との連携強化等、監視体制の抜本的強化を図ってきている。

以上を踏まえ、平成<sup>14</sup>検査事務年度（平成<sup>14</sup>年7月～平成<sup>15</sup>年6月）の検査においても、監視委員会の使命に則り証券市場等における取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

## (2) 平成<sup>13</sup>検査事務年度検査結果

平成<sup>13</sup>検査事務年度（平成<sup>13</sup>年7月～<sup>14</sup>年6月）の検査結果をみると、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為のほか、空売り規制違反行為、EBの勧誘に際して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、依然として一部の証券会社においては重大な法令違反行為が認められている。

また、個人投資家の利益を軽視した不適切な投資信託営業などの営業姿勢上の問題点や、社内管理システムの不備及び不十分な活用などの内部管理体制上の問題点が認められている。

## (3) 平成<sup>14</sup>検査事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の証券市場をめぐる状況を踏まえ、平成14検査事務年度における証券会社等検査は、下記により実施することとする。

#### ① 運営要領

証券取引に係る各種情報等を有効に活用し、機動的な検査の実施に努めるほか、金融庁検査局との同時検査の拡充など他機関との連携に努め、厳正かつ的確な検査を実施する。

また、平成13検査事務年度に導入した証券検査マニュアルの活用、意見申出制度の運用を通じて、引き続き効率的かつ透明性の高い検査運営に努める。

さらに、深度ある検査の実施に向けて、検査体制の拡充・強化に努めるとともに新たな業務内容にも対応した検査手法の向上・開発等を図る。

検査対象会社については、個人投資家等の関心や市場の動きに的確に対応するため弾力的に選定することとし、その際、情報収集体制の拡充による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、前回検査の結果等を総合的に勘案する。その上で、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるとともに、適宜、機動的な検査を実施するなど、より実効性のある検査運営に努める。

なお、必要があると認められるときは、検査の結果把握された事項を総合分析して、取引実態等からみて法規制や自主規制ルールのあり方について委員会としての見解を明らかにし、行政部局が政策対応を行う上で効果的な判断材料を提供することにも努める。

#### ② 検査重点事項

証券会社等検査では、投資者の保護に資するため、次の諸

点を重点事項とする。

- (a) 証券取引等の公正確保の観点から、法令を中心とした市場ルール等の遵守状況を最重点事項として多角的に点検する。なお、その際、ルール違反についての会社の責任の有無についても、重点的に点検を行う。
- (b) 営業姿勢面では、証券会社等の誠実かつ公正な営業姿勢の確保及び個人投資家保護の観点から、いわゆる適合性の原則等の趣旨に照らし適切な投資勧誘を行っているか等を的確に点検する。
- (c) 法令違反行為等の未然防止等の観点から、各証券会社等における内部管理体制の整備・運用状況及びその実効性について点検する。

金融先物取引業者等検査では、先物取引の公正確保の観点から、市場ルール等の遵守状況を重点的に点検する。

### ③ 平成14検査事務年度に取り組むべき課題

#### イ 的確な検査を実施するための検査体制の強化

##### (a) 部門制の導入

被検査法人を業態別に区分した部門制を導入した上で、各部門に複数の民間の専門家を配置し、専門性の高い検査を実施する。

##### (b) 検査の機動性の向上

各種情報の収集に努め、さらに委員会に寄せられた情報等をも活用して当初計画や検査周期にとらわれない機動的な検査を一層推進するチームを編成する。

##### (c) 検査周期の短縮化

大幅な人員増等を最大限活用しつつ、現在3年程度となっている検査周期を概ね1年半程度を目途に短縮化す

ることに努める。

(d) 海外実地調査の展開

我が国証券会社の海外拠点や我が国に支店等を有する外国証券会社を監督する外国当局との意見交換を進めるほか、必要に応じ当該海外拠点等に対する実地調査を積極的に展開する。

(e) 自主規制機関との連携強化

検査項目・検査重点事項等の調整のほか、検査で指摘された問題点等の情報交換を積極的に進め、自主規制機関の行う考査等との連携をさらに強化する。

ロ 深度ある検査の実施

(a) 複雑な金融商品に係る営業姿勢等の重点的な点検

デリバティブ等を組み込んだ複雑な金融商品について、組成、引受、個人投資家等への勧誘、販売、償還等に関して不適正な行為が行われていないか、また、個人投資家等の利益を軽視した投資勧誘など営業姿勢上の問題点がないか等について重点的に点検する。

(b) インターネット等を利用したオンライン取引に係る内部管理体制等の点検

近年、株式等に係るオンライン取引が、低い売買手数料や営業時間外でも注文ができる利便性等を背景に、個人投資家にも急速に普及してきている現状に鑑み、例えばオンライン取引の非対面性を利用した不適正な取引が行われるのを未然に防止する観点から、適切な顧客管理システム等が整備されているか等、内部管理体制等の踏み込んだ点検・検討を行う。

(c) 前回検査における問題点の改善状況の点検

過去に指摘されている法令違反事項等が依然として改善されていない事例が少なからず認められてきていることに鑑み、検査及び報告徴取を通じて、引き続き、空売り規制違反を含め、過去の検査で指摘された事項について、その改善状況を重点的に点検する。

八 証券市場の新たな動き等に即応したテーマ別検査の実施  
各種情報を基に個別会社等を対象とする機動的な検査とは別に、証券市場をめぐる種々の問題点や幅広い関心事項等について、適時的確にテーマを選定し、複数の証券会社に跨がる問題点等を追求する事象対応型の検査を実施する。

## 2 検査基本計画

### (1) 証券会社等検査

- ・ 国内証券会社      91社（うち財務局等が行うもの79社）
- ・ 外国証券会社      17社
- ・ 登録金融機関      13社（うち財務局等が行うもの11社）

(注1) 上記検査以外に、別途、機動的な検査、テーマ別検査を実施する。

(注2) 国内証券会社については、上記のほかに、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を24支店実施する。

### (2) 金融先物取引業者等検査

- ・ 金融先物取引業者等

原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

## 第3 金融庁長官の行う証券会社等検査との連携

監視委員会が行う検査と金融庁長官の行う証券会社等検査は、発足以来これまでも必要な連携を行いつつ実施してきたところである。証券市場が大きく変革し、市場仲介者としての証券会社等の役割・責任が高まっている中において、証券会社等に対する検査の重要性は一段と増してきており、監視委員会の行う検査は金融庁長官が行う検査との連携を図り、より効果的かつ効率的な検査の実施に努めているところである。

この結果、平成13検査事務年度においては、監視委員会が行う検査と金融庁長官が行う検査が、同時に同一の証券会社に着手する検査として13社、金融庁長官が行う検査と同一の登録金融機関に対する検査として2社及び自主規制機関に対する検査2社を実施している。このほか、財務局等において、財務局監視官部門の検査と理財部検査官部門の検査は連携して実施しているところである（附属資料2－2の4参照）。

また、平成14検査事務年度の検査方針においても、金融庁長官が行う検査との同時検査の拡充などの連携を図っていくこととしている。

## 第4 検査実績

### 1 検査の実施状況

本公表の対象期間における監視委員会及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

#### (1) 証券会社等検査

監視委員会及び財務局長等が、本公表の対象期間において検査に着手した件数は、証券会社96社、登録金融機関7機関及び自主規制機関2機関である。

これらの内訳は、監視委員会が検査に着手したものが国内証券会社10社、外国証券会社14社、登録金融機関2機関及び、自主規制機関2機関であり、財務局長等が検査に着手したものが国内証券会社72社及び、登録金融機関5機関である。

本公表の対象期間において着手したもののうち、国内証券会社65社、外国証券会社8社及び登録金融機関6機関について、本公表の対象期間中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（別表参照）。なお、平成12検査事務年度（平成12年7月1日から平成13年6月30日まで。以下同じ）において着手し、平成12検査事務年度末までに検査が終了していなかった証券会社11社については、本公表の対象期間中にすべて検査が終了している。

本公表の対象期間中に検査が終了したもの（平成12検査事務年度着手分を含む）のうち、重大な法令違反が認められた証券会社延べ25社については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行い、これを受けて業務停止の行政処分等が実施されている（第4章参照）。

なお、検査において認められた問題点については、行政担当部局にも連絡し、行政担当部局から被検査会社に対して改善策等の報告を求めている。

## (2) 金融先物取引業者等検査

本公表の対象期間においては、証券検査の際、併せて実施している。

## 別表 検 査 実 施 状 況

| 区 分                                | 検 査 計 画          | 検 査 着 手                | 検 査 終 了               |
|------------------------------------|------------------|------------------------|-----------------------|
| 証券会社<br>国内証券会社<br>監視委員会            | 81社              | 96社<br>82社<br>10社      | 73社<br>65社<br>6社      |
| 財務局長等<br>外国証券会社<br>登録金融機関<br>監視委員会 | 81社<br>11社<br>9社 | 72社<br>14社<br>7社<br>2社 | 59社<br>8社<br>6社<br>2社 |
| 財務局長等<br>自主規制機関                    | 9社<br>0社         | 5社<br>2社               | 4社<br>0社              |

（注１）外国証券会社は、すべて監視委員会が検査を実施している。

（注２）上記のほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが21店（うち、検査を終了したものは18支店）ある。

（注３）検査終了欄は、本公表の対象期間末までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了したものである。

### 2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

本公表の対象期間における1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社102人・日、外国証券会社94人・日、登録金融機関28人・日、自主規制機関106人・日となっている。

## 第 5 証券会社に対する検査結果の概要

### 1 検査において認められた問題点

本公表の対象期間の証券会社等に対する検査は、市場ルール等の遵守状況、投資勧誘の実情等の営業姿勢、内部管理体制の点検のほか、前回検査における問題点の改善状況の点検を重点事項として実施した。また、空売り規制違反については、平成13年9月に起きた

米国同時多発テロ以降の我が国市場の不安定な状況の中、監視委員会の検査の結果、一部の証券会社において空売り規制違反等が把握されたことから、証券会社に対する検査等を通じて、空売り規制違反の有無について重点的な点検を実施した。

本公表の対象期間中に検査が終了した90社のうち、57社に問題点が認められた。57社中、39社において市場ルール等違反の問題が認められたほか、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点が多数認められた。また、前回検査で指摘した問題点については、各社ともおおむね改善されてはいるが、一部の証券会社においては前回検査と同一の問題が再度発生しているものが認められた（附属資料2－2の3参照）。

本公表の対象期間においては、平成12検査事務年度と同様に、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告事案となる重大な法令違反行為が多数把握されているが、これらの多くは役職員の法令遵守意識の欠如及びこれに起因する法令の理解不足や証券会社の内部管理体制の不備が原因と考えられる。こうした実態について証券会社の役職員は法令遵守の重要性を強く認識し、公正な業務遂行に向けて一層努力するとともに、証券会社においては内部管理体制の充実強化に努める必要がある。

市場ルール等の遵守状況についてみると、従来同様、取引一任勘定取引の契約を締結する行為、役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券売買などの法令違反行為や、金銭の貸借などの自主規制ルール違反行為が多数認められているほか、政令で定めるところに違反した空売り、虚偽の表示をする行為、重要な事項について誤解をさせるような表示をする行為、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為などの悪質な行為も認められた。

営業姿勢の状況についてみると、顧客に十分な説明を行わず投資信託の短期乗換えを勧めていた事例、カバードワラントの価格情報の提供等が不適切であった事例、顧客に余分な販売手数料を負担させることとなる勧誘を行っていた事例など、顧客の利益を軽視した投資勧誘や、誠実かつ公正な業務遂行の観点から問題のある投資勧誘が認められている。

内部管理体制の状況についてみると、各社ともその体制強化のための諸施策を講じてはいるが、必ずしも十分であるとは認められない。例えば、内部管理責任者による検証が適切に行われていないことから法令違反行為が看過されている事例、顧客面談の内容が苦情・トラブルに関するものにのみ重点を置いて行われていたことから、法令違反が看過されていた事例、法令違反行為が発生していることを把握しているにもかかわらず、顧客との間にトラブルが生じていないことから内部管理部门へ報告していない事例、法令諸規則の周知徹底が不十分であることから、営業員にその認識がなく不適切な受注を行っている事例、などが認められている。これらの事例の発生は、社内管理システムが不備であることやその運用が的確でなく内部管理機能の実効性が十分に確保されていないこと、また、役職員の法令・ルールの遵守意識が欠けていること及びこれに起因する法令の理解不足が要因となっているものと認められる。

本公表の対象期間中に終了した検査（平成12事務年度着手分を含む）の結果認められた問題点を整理すると、以下のとおりである。

- (1) 市場ルール等の遵守状況については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。
  - 法令違反等で勧告したもの
    - ① 取引一任勘定取引の契約を締結する行為
    - ② 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要

な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

- ③ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為
- ④ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為
- ⑤ 法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況
- ⑥ 政令で定めるところに違反した空売り
- ⑦ 証券会社としての適正性を欠いた業務運営
- ⑧ 投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為
- ⑨ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為
- ⑩ 外務員の職務に関する著しく不適当な行為
- 法令違反であるが勧告に至らなかったもの
  - ⑪ 誤解を生ぜしめるべき表示による E B（他社株券償還特約付社債券）の販売
  - ⑫ 誤解を生ぜしめるべき表示によるデュアル・カレンシー債券の売出期間経過後の勧誘
  - ⑬ 安定操作期間内における自己の計算による買付け
- 自主規制ルール違反
  - ⑭ 新規公開株式の需要調査における需要株数の無断申告及び水増し等
  - ⑮ 私募外国債券の取引受注時における企業内容開示についての未説明等
  - ⑯ 営業員による無断売買等
  - ⑰ 地場受け
  - ⑱ 営業員による仮名取引の受託
  - ⑲ 営業員による名義借り

- ⑳ 営業員による顧客との金銭貸借
- ㉑ 営業員限りの広告
- (2) 営業姿勢については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。
  - ① 顧客に十分な説明を行わない投資信託の短期乗換え勧誘
  - ② カバードワラントの価格情報の提供等に関する不適切な営業姿勢
  - ③ 顧客に余分な販売手数料を負担させることとなる乗換え勧誘
- (3) 内部管理体制については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。
  - ① 社内管理システムの不備及び不十分な活用
  - ② 役職員の法令遵守意識の欠如及びこれに起因する法令の理解不足

## 2 問題点の事例

検査において認められた上記問題点に関する事例は、以下のとおりである。

- (1) 市場ルール等の遵守状況関係
  - ①～⑩については、第4章で記述する。
  - ⑪ 誤解を生ぜしめるべき表示によるE B（他社株券償還特約付社債券）の販売〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第1号違反〕

E Bの条件決定日以降、対象株券の株価が下落して行使価格を大幅に下回り、売出期間中に、当初設定の条件（販売価格、金利等）が投資家にとって著しく不利な状況になっているにもかかわらず、E Bの投資商品としての経済合理性に与える影響について適切な説明をせずにこのE Bを顧客に販売していた。

- ⑫ 誤解を生ぜしめるべき表示によるデュアル・カレンシー債券の  
売出期間経過後の勧誘〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為  
規制府令第4条第1号違反〕

デュアル・カレンシー債券の売出期間経過後の販売にあたり、  
適正な取引価格と乖離した「売出価格と同値」又は「売出価格か  
ら経過利息相当額をディスカウントした価格」を取引価格として  
顧客へ提示していた。

- ⑬ 安定操作期間内における自己の計算による買付け〔証取法第42  
条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第6号イ違反〕

当社は、元引受証券会社として、発行会社が発行する株券の安  
定操作期間内において、「安定操作取引」又は「注文の過誤訂正  
等のための取引」のいずれにも該当しないのに、自己の計算によ  
りこの株券の買付けを行っていた。

- ⑭ 新規公開株の需要調査における需要株数の無断申告及び水増し  
等〔東京証券取引所「上場前の公募又は売出し等に関する規則」  
第3条の13第1号、日本証券業協会公正慣習規則（以下「日証協  
公慣規」という）第1号「店頭売買有価証券の登録等に関する規  
則」に関する細則第6条第1項第2号違反〕

営業員が、新規公開株式の募集にあたり実施しているブックビ  
ルディングにおいて、顧客に無断で申し込み、また申込み数量を  
水増しし、投資者の需要に基づかない申告を行っていた。

- ⑮ 私募外国債券の取引受注時における企業内容開示についての未  
説明等〔日証協公慣規第4号「外国証券の取引に関する規則」第  
12条第3項違反〕

営業員が、外国株券を対象銘柄とした私募によるEB（他社株  
券償還特約付社債券）の勧誘に際し、このEBについては我が国  
の証券取引法に基づく企業内容の開示は行われていない旨の説明

を行っていなかった。

- ⑯ 営業員による無断売買等〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第4号、第10号違反〕

営業員が、顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により株券の買付けを行い、事後承認を求めたところ一部について追認を得られず、自己持ちとなったことから、他の顧客に対し、既に買い付けてあることは伏せて買付けを勧誘し、自己持ちとなった分を付け替えていた。

- ⑰ 地場受け〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第6号違反〕

営業員が、顧客が他の証券会社の従業員であることを知りながら、他の証券会社の書面による承諾を受けないで株券の売買の注文を受託していた。

- ⑱ 営業員による仮名取引の受託〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第12号違反〕

営業員が、顧客が他人名義を使用して株券の売買を行っていることを知りながら、当該売買注文を受託、執行していた。

- ⑲ 営業員による名義借り〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第13号違反〕

営業員が顧客の名義を使用して自己の計算に基づく株券の売買を行っていた。

- ⑳ 営業員による顧客との金銭貸借〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第17号違反〕

営業員が、顧客の株券の買付代金の一部を立て替えていた。

- ㉑ 営業員限りの広告〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第20号違反〕

営業員が、自らの営業のための広告資料を作成し、内部管理責

任者の審査を受けずに顧客に頒布していた。

(2) 営業姿勢関係

① 顧客に十分な説明を行わない投資信託の短期乗換え勧誘

営業員が、新規設定投信の販売目標を達成するため、営業員の勧誘にそのまま従う顧客に対して、保有する投資信託を短期解約し新規設定投信へ乗換えるよう、その合理性を顧客が判断できるような客観的な情報提供を行わずに勧めていた。

② カバードワラントの価格情報の提供等に関する不適切な営業姿勢

当社がホームページで提供しているカバードワラントの価格情報等において、現時点でほとんど無価値であると評価される価格となっているものについての注意喚起の表示内容及びその方法が十分なものではなかった。

また、当社はマーケットメーカーとして、カバードワラントに係る価格の提示について、取引所において対象株券の売買が行われているにもかかわらず、トレーダーの恣意的な判断により、買取価格と販売価格の提示を行わず、カバードワラントの取引を停止していた。

③ 顧客に余分な販売手数料を負担させることとなる乗換え勧誘

株価指数先物取引を運用対象とした追加型投資信託の同ファンド間の乗換えに際して、販売手数料の減額措置があることを顧客に説明することなく勧誘し、顧客に余分な手数料を負担させていた。

(3) 内部管理体制関係

① 社内管理システムの不備及び不十分な活用

イ 事務処理ミス等に係る処理手続きがコンプライアンス部の関与なしに営業員限りで行われていたことから、「向い呑み」等が看過されていた。

ロ 自己勘定取引に関して、法令違反の可能性を踏まえた具体的な取引チェックが適切に実施されていなかったことから多数の空売りが看過されていた。

ハ 顧客に対する面談の内容が、苦情・トラブルに関するものにのみ重点を置いて行われていたことから、取引一任勘定の締結や投機的利益の追求を目的とした取引といった法令違反行為が看過されていた。

ニ 顧客管理がすべて営業員任せであり、内部管理責任者による日常のフロントチェックも形式的なものとなっているほか、検査部による社内ルールに基づく売買管理が行われていないことから、支店長自らの取引一任勘定取引が看過されていた。

ホ インターネット取引専門の証券会社において、口座開設時及びその後の取引継続期間における顧客管理が不十分なことから、仮名取引が看過されていた。

② 役職員の法令遵守意識の欠如及びこれに起因する法令の理解不足

イ 既発リパッケージ債の買付勧誘に際し、記載内容が事実と異なる勧誘資料を顧客に交付し、その後顧客からの申出によりこの事実を確認したにもかかわらず、顧客との間に特段のトラブルが発生していないことから内部管理部门へ報告を行っていなかった。

ロ 新規公開株式の公正な配分を期するため、抽選により顧客に配分することが社内ルールで定められているにもかかわらず、抽選が実施されておらず、虚偽の抽選記録を本店に報告していた。

ハ セレクトファンドのスイッチングに際し、手数料が減額されることを回避するため、あるいは処理伝票が2枚になり煩わしいという理由により、意図的に手数料減額制度があることを顧客に説明せず、余分な手数料を負担させていた。

## 第6 登録金融機関に対する検査結果の概要

登録金融機関に対する検査については、証券会社に対する検査と同様、市場ルール等の遵守状況、投資勧誘の実情等の営業姿勢、内部管理体制の点検を重点事項として行ったが、一部の登録金融機関において、金融機関側の事務処理ミスに伴う損失の処理に際し、顧客側に損失の負担を求め解決を図っているという不適切な処理が認められた。

## 第7 金融先物取引業者等に対する検査結果の概要

金融先物取引業者等に対する検査については、証券検査の際に、市場ルール等の遵守状況の点検、投資勧誘の実情等営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題は認められなかった。

## 第8 自主規制機関に対する検査

平成14年4月18日、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所に対して検査を実施する旨を予告し、(株)東京証券取引所については5月8日、(株)大阪証券取引所については5月9日から検査に着手した。

これらの検査は、去年の取引所の株式会社への組織変更や自主規制業務の重要性の高まり等を踏まえ、金融庁検査局との同時検査により、業務及び財務の状況について、総合的に検証することを目的として実

施したものである。

## 第 4 章 勸 告

### 第 1 概 説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という）について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる（設置法第20条第1項）。

具体的には、証券会社等の法令違反行為が把握された場合に行政処分等を行うことを求める勧告や、証券会社等の役職員の法令違反行為に対して自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告などが挙げられる。

また、監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる（同条第2項）。

監視委員会から行政処分等を求める勧告を受けた内閣総理大臣及び金融庁長官は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、証券会社の登録取消し、業務停止などの行政処分等を命じることになる。

なお、証券会社の外務員に対する行政処分等については、その事務が内閣総理大臣から日本証券業協会に委任されていることから（証取法第64条の7第1項）、日本証券業協会は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務停止処分を命じることになる。

## 第2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

監視委員会は、本公表の対象期間において、証券会社に対する検査及び犯則事件調査の結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、法令違反等の事実が認められた証券会社及び証券会社の役職員（外務員登録をしている者）に対して行政処分等を行うことを求める勧告を26件実施している（財務局長等の検査結果に基づくもの19件を含む）。

これらの勧告のうち、証券会社について行政処分を求めるものは10件  
・10社であり、証券会社の役職員について行政処分を求めるものは22件  
・70人である。

（注）証券会社及び証券会社の役職員についてともに行政処分を求めるものが6件あるため、合計数は一致しない。

勧告の対象となった主な法令違反の行為者別・内容別の事実関係と、これに対して金融庁長官等が行った行政処分の内容は、以下のとおりである（詳細は、附属資料2－3参照）。

### 1 会社の法令違反行為

#### ① 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反〕

- センチュリー証券(株)の上尾支店長ほか11名は、それぞれの顧客との間で、株券の売買等の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券指数等先物取引の受託については現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券オプション取引の受託についてはオプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者

となるかの別)、銘柄、数及び価格(有価証券指数等先物取引の受託については約定指数、有価証券オプション取引の受託についてはオプションの対価の額)の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

また、上記行為は、後述⑦「証券会社としての適正性を欠いた業務運営」のとおり、同社の管理監督上の重大な過失により実行されたものと認められることから、会社の行為と認められる。

- ・ 勧告年月日 平成<sup>14</sup>年 4 月 2 日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 全店の全ての業務の停止 3 日
  - ロ 本店第二営業部の株券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に係る受託業務の停止 1 か月
  - ハ 津山支店の株券の売買、有価証券指数等先物取引に係る受託業務の停止 1 か月
  - ニ 本店営業部、上尾支店の株券の売買に係る受託業務の停止 1 か月
  - ホ 本店第一営業部の株券の売買に係る受託業務の停止 1 週間
  - ヘ 仙台支店の株券及び新株予約券付社債券の売買に係る受託業務の停止 1 週間
  - ト 業務改善命令(内部管理体制の抜本的な見直しを図るとともに責任の所在

の明確化を図り人事を刷新すること、  
法令違反の根絶に向けた再発防止策を  
策定し、全役職員に周知徹底する方策  
を講じること、全店舗の業務停止期間  
中を利用して、全職員に対する法令遵  
守の徹底に係る研修を実施し、その内  
容と結果を報告すること、社内検査の  
充実・強化を図り、定期的に検査結果  
を報告すること)

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした②の  
「有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜ  
しめるべき表示をする行為」、⑦の「証券会社としての適正性を欠い  
た業務運営」の事実に係る処分を含む。

- 水戸証券(株)の本店営業部営業第三課担当課長ほか21名は、そ  
れぞれの顧客との間で、株券の売買等の受託につき、顧客の個  
別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格  
の全部又はこれらの一部について定めることができることを内  
容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

また、上記22名の行為のほか、使用人11名による取引一任勘  
定取引の契約の締結行為が認められ、これら33名の行為は、同  
社の管理監督上の重大な過失により実行されたものと認められ  
ることから、会社の行為と認められる。

・ 勧告年月日 平成14年6月28日

・ 行政処分の内容 イ いわき支店の株券の売買、新株予約  
権付社債券の売買及び株価指数連動型  
投資信託受益証券の取引に係る受託業  
務の停止4日

ロ 本店営業部、水戸支店、土浦支店、つくば支店、川口支店、館山支店、佐原支店の株券の売買、株価指数連動型投資信託受益証券の取引に係る受託業務の停止 4 日

ハ 取手支店、小山支店、柏支店の株券の売買に係る受託業務の停止 4 日

二 業務改善命令（内部管理体制の抜本的な見直しを図るとともに責任の所在の明確化を図ること、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底する方策を講じること、全職員に対する法令遵守の徹底に係る研修を実施し、その内容と結果を報告すること、社内検査の充実・強化を図り、定期的に検査結果を報告すること）

- ② 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第1号違反〕
- つばさ証券(株)は、平成12年4月から平成13年9月までの間、外国株券及び外国債券（以下「外国証券」という）を個人投資家を主体とした多数の顧客に販売している。

同社は、これら外国証券のうち、多数の銘柄に係る販売に際して、顧客に交付する外国証券内容説明書等の記載内容の一部について、外国株式に係る説明書では一株当たり当期純利益等の項目に関し、また、外国債券に係る説明書等では発行体の格

付等の項目に関し、各々事実と異なる内容等を記載し、これを多数の顧客に交付することにより、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解をさせるような表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成13年11月9日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

○ センチュリー証券(株)は、平成12年12月から平成13年1月にかけて、EB（他社株券償還特約付社債券）の売出期間経過後における販売に際し、多数の顧客に対し、適正な取引価格よりも高い売出価格と同値の取引価格を提示することにより、重要な事項につき誤解をさせるような表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成14年4月2日
- ・ 行政処分の内容 全店の全ての業務の停止3日ほか（同社に係る行政処分の全体については、①の同社に関する記載部分参照）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした①の「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」、⑦の「証券会社としての適正性を欠いた業務運営」の事実に係る処分を含む。

○ コスモ証券(株)が、平成11年9月から平成12年4月にかけて売出しを行った特定の上場銘柄を対象とするEB（他社株券償還特約付社債券）の複数の銘柄については、条件決定日以降に対象銘柄の株価が下落して、売出期間中において行使価格を大幅に下回る状況となった。

同社は、このような状況下、EBの売出期間中において、対象銘柄の株価の下落により、EBを購入して得られる投資効果がその対象銘柄を直接購入して得られる投資効果より低い状況

となるなど、E B の設定条件が顧客にとって著しく不利となっているにもかかわらず、E B の勧誘において、対象銘柄の株価水準がE B の投資商品としての経済合理性に与える影響について適切な説明をしないことにより、重要な事項につき誤解をさせるような表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成14年 6 月11日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、法令遵守体制の強化、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに検査結果を通知した「政令で定めるところに違反した空売り」の事実に係る処分を含む。

③ 特別の利益を提供することを約して勧誘する行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第2号違反〕

- 豊証券(株)は、平成10年6月頃、東京支店長及び同支店投資営業部歩合外務員の関与により、法人顧客の発注者に対し発注の見返りに、歩合外務員が受け取る歩合手数料の一部から金銭の支払いを行うことを約束して、株券の取引の勧誘を行った。

また、平成10年6月下旬、常務取締役及び東京支店長の関与により、法人顧客の発注者に対し発注の見返りに、顧問報酬の名目で金銭の支払いを行うことを約束して、株券の取引の勧誘を行った。

さらに、平成11年3月10日、東京支店投資営業部歩合外務員の関与により、法人顧客との今後の取引の継続及び拡大を図るため、この法人顧客に対し、金銭を提示して株券の取引の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日 平成13年 8 月 3 日

・ 行政処分の内容      **イ    東京支店の株券の売買に係る受託業務の停止10日**

**ロ    業務改善命令（内部管理体制の抜本的な見直し、再発防止策の策定、役職員の法令遵守の徹底及び社内検査の充実・強化等）**

- ④    実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第3号違反、外証法第14条第1項で準用〕

。    モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド東京支店は、平成13年12月4日、株式本部日本株トレーディング部トレーダー及びデリバティブトレーディング部トレーダーの関与により、特定の上場銘柄の株券について、空売りを明示した売付けを行うに際し、空売りを行うことが可能な価格まで株価を引き下げる目的をもって、直前に取得した現物の株券に係る成行又は低い指値の最低売買単位の売付注文を行い株価を引き下げた上で、空売りを明示した大量の売付注文を行うという一連の売買取引を行い、もって株価を下落させた。

・ 勧告年月日                      平成14年1月30日

・ 行政処分の内容      **イ    自己の計算による株券の売買業務の停止5週間**

**ロ    業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確**

化、空売り規制違反の根絶に向けた具体的達成方法及び達成時期の策定、法令等に違反した場合の違反者及び管理責任者に対する社内処分等の厳格化、上記の対応状況について当分の間四半期毎に書面による報告を提出)

(注)上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした⑥の

「政令で定めるところに違反した空売り」に係る処分を含む。

- イー・トレード証券(株)の資産管理部課長は、志村化工(株)の株券に係る相場操縦(平成14年3月20日に監視委員会が告発)において、平成13年1月15日から1月19日の5取引日にわたり、志村化工(株)の株券について実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら、犯則嫌疑者から一連の有価証券の売買取引を受託・執行した。

上記の行為は、イー・トレード証券(株)が、証券会社としての適切な管理・監督を怠ったことにより実行されたものであり、会社の行為と認められる。

・ 勧告年月日 平成14年6月13日

・ 行政処分の内容 イ 営業顧問部における株券の売買の受託業務の停止5日

ロ 業務改善命令(役職員の法令遵守の徹底及び社内研修の実施、責任の所在の明確化及び社内処分の徹底、内部管理部門等における人員配置の見直しを含めた内部管理体制の再構築、信用取引に係る顧客管理基準や売買審査基準等の内部管理規則の総点検、内部管理

機能の充実に向けた人事考課制度の見直し、内部管理機能の改善状況に関する外部監査等の導入)

- ⑤ 法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況  
〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号違反〕

。 さくらフレンド証券(株)は、不公正取引の未然防止を図る観点から、上場会社等が行う株券の買入れ消却のための自己株券買付けに係る法人関係情報について、その管理を厳格に行うための組織改編を行い、同社の自己売買業務を担当するトレーディング部とは別に、自己株券の買付注文の受託業務を専担する部署を設置した。しかし、この組織改編が形骸化したことから、同社は、上場会社等が行う株券の買入れ消却のための自己株券の買付注文を受託執行することにより、その会社が行う未公表の重要事実である個別具体的な買付けの決定内容の法人関係情報を知ることとなる際に、トレーディング部トレーダーがその買付注文を受託する場合があります、更に、平成12年7月12日には、同トレーダーがその法人関係情報を知りながら、同社の計算においてこの銘柄の買付けを執行している事例も認められるなど、法人関係情報に係る不公正な取引の防止上不十分でない状況により業務が営まれている。

- |           |                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| ・ 勧告年月日   | 平成14年4月23日                                                                |
| ・ 行政処分の内容 | 業務改善命令(内部管理体制の充実・強化、法令遵守体制の強化、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化、上記の対応状況を5月27日までに書面で報告する |

こと)

⑥ 政令で定めるところに違反した空売り〔証取法第 162 条第 1 項第 1 号違反〕

- ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店は、平成10年11月14日から平成13年7月31日までの間、取引所有価証券市場において自己の計算により多数回行った株券の空売りについて、証券取引所に対し、空売りであることを明らかにしなかった。

・ 勧告年月日 平成13年12月19日

・ 行政処分の内容 イ 自己の計算による株券の売買業務の停止10日

ロ クレジットデリバティブ取引を始めとした無承認・無届けのまま行われていた業務の停止等5日

ハ 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化、空売り規制違反の根絶に向けた具体的達成方法及び達成時期の策定、法令等に違反した場合の違反者及び管理責任者に対する社内処分等の厳格化、上記の対応状況について当分の間四半期毎に書面による報告を提出）

（注）上記の処分内容は、金融庁長官の検査等によって認められた法令違反等に係る処分を含む。

- モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド東京支店は、平成13年12月4日、株式本部日本株トレーディング部トレーダーの関与により、取引所有価証券市場において自己の計算により多数回行った株券の空売りについて、証券取引所に対し、空売りであることを明らかにしなかった。

また、取引所有価証券市場において、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格での自己の計算による空売りを多数回行った。

- ・ 勧告年月日 平成14年1月30日
- ・ 行政処分の内容 自己の計算による株券の売買業務の停止  
5週間ほか（同社に係る行政処分の全体については、④の同社に関する記載部分を参照）

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした④の「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引」に係る処分を含む。

- ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン（ジャパン）リミテッド東京支店は、平成13年4月から平成14年2月までの間、顧客から多数の銘柄の株券の売付注文を受託した際に、顧客に対しこれらの売付注文が空売りか否かの別を個別に確認することなく、顧客が株券を有しないで行った売付注文を受託し、売付注文を取引所有価証券市場において多数回にわたり発注した際に、証券取引所に対し、空売りであることを明らかにしなかった。

また、平成13年12月から平成14年2月までの間、自己の計算による複数の銘柄の株券の売付注文を取引所有価証券市場等において多数回にわたり発注した際に、証券取引所等に対し、空

さらに、上記取引に関し、取引所有価証券市場において、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格での顧客から受託した注文に係る空売りや自己の計算による空売りを多数回行った。

・ 行政処分の内容 イ 関係会社（特定法人等）からの株券の売買の受託業務の停止<sup>10</sup>日

口 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介を始めとした無認可、無承認及び無届けのまま行われていた業務の停止 5 日

八 業務改善命令（内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化、空売り規制違反の根絶に向けた具体的達成方法及び達成時期の策定、法令等に違反した場合の違反者及び管理責任者に対する社内処分等の厳格化、上記の対応状況について当分の間四半期毎に書面による報告を提出）

(注) 上記の処分内容は、金融庁長官の検査等によって認められた法令違反等に係る処分を含む。

○ センチュリー証券(株)は、前回検査に引き続き今回の検査においても、多数の法令違反行為が認められた。これは、以下の要

因によるものと認められる。

- 1 代表取締役社長は、コンプライアンスの重要性に対する認識が著しく欠如していることから、前回検査の指摘に対し会社として決定した改善策を実行するに必要な組織体制の整備、予算確保等を含めた具体的な指示や行動を行っておらず、また、業務運営について議論すべき取締役会等において、コンプライアンスに関する議論を十分に行わず、専ら収益向上のための営業施策の検討と指示に終始している等、コンプライアンス面の経営責任を果たしているとは認められない。

更に、各取締役においても、コンプライアンスの重要性に対する認識が欠如していることから、取締役自らが、顧客面談記録を捏造し、違法行為の再発を助長している事例も認められた。

- 2 内部管理統括責任者は、自己の責務を内部管理統括補助責任者任せにしており、同補助責任者をはじめ営業責任者や内部管理責任者に対する指導、監督を行っていないなど、内部管理統括責任者としての職責を果たしていない。

このように、センチュリー証券は、代表取締役社長をはじめとする経営陣等が、コンプライアンスの重要性に対する認識が欠如していることから、収益向上を意図した営業推進のみに注力し、コンプライアンスの徹底や内部管理体制等の整備に積極的に取り組むことを怠っており、これらは、証券会社としての適正性を欠いた業務運営であると認められる。

- ・ 勧告年月日 平成14年4月2日
- ・ 行政処分の内容 全店の全ての業務の停止3日ほか（同社に係る行政処分の全体については、①の同社に関する記載部分を参照）

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした①の「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」、②の「有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」の事実に係る処分を含む。

## 2 役職員の法令違反行為

証券会社の役職員（外務員登録をしている者）に係る勧告については、以下の法令違反行為が認められた。

- ① 役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第5号違反〕

外務員は、自己の営業成績の向上及び利益追求を図るため、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券等の売買を多数回にわたり行った（勧告対象8社9人）。

- ② 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証取法第42条の2第1項第3号違反〕

外務員は、顧客の有価証券の売買その他の取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、顧客に立て替えていた資金の一部を放棄する方法により、財産上の利益を提供した（勧告対象2社2人）。

- ③ 外務員の職務に関する著しく不適當な行為〔証取法第64条の5第1項第2号違反〕

外務員は、自己の利益を追求する目的で、複数の顧客の名義及び住所を使用し、それらの顧客口座で多数回にわたり新規公開株式のブックビルディングによる需要申告を行い、配分された複数

の新規公開株式の取得及び売付け等を行った。

また、同外務員は、複数の親族の利益を追求する目的で、親族に複数の顧客の名義及び住所を使用させ、一部の親族には、損益を共にすること又は配分された株券に係る取得資金を立て替えることを持ちかけ、上記と同様の方法による新規公開株式の取得及び売付け等を行った（勧告対象１社１人）。

（注）この外務員が行った行為は、日本証券業協会公正慣習規則第８号

「証券従業員に関する規則」第９条に定める禁止行為（顧客と損益を共にした取引、名義貸し、名義借り及び金銭貸借）に該当し、多数回にわたり反復された一連の行為は、新規公開株式に係る投資者への公正な配分機会を損ねるものであり、その内容から判断すると、証取法第64条の５第１項第２号に規定する「外務員の職務に関する著しく不適当な行為」に該当すると認められる。

なお、個別の勧告事案の概要については、附属資料２－３の３に掲載した。

## 第 5 章 建 議

### 第 1 概 説

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）。

建議は、監視委員会が検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等について監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

監視委員会は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

### 第 2 建議の実施状況

本公表の対象期間においては、証券会社の検査等の結果、建議を必要とする問題点は認められなかった。

## 第 6 章 取引審査

### 第 1 概 説

#### 1 取引審査の意義及び報告・資料徴取の対象

監視委員会は、犯則事件の調査や証券会社等の検査のほか、日常的な市場監視活動として取引審査を行っている。これは、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を図ることを目的として、証取法、外証法及び金先法により金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取するなどして、証券取引等を審査するものである。

なお、検査権限と同様、監視委員会に委任された報告・資料の徴取権限についても、その一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる）。

報告・資料徴取の対象は、以下のとおりである。

- ① 証券会社及び証券会社の持株会社等  
(証取法 第59条、第194条の6)
- ② 登録金融機関及び登録金融機関の持株会社等  
(証取法 第65条の2、第194条の6)
- ③ 証券業協会等 (証取法 第79条の14、第194条の6)
- ④ 証券取引所等 (証取法 第154条、第194条の6)
- ⑤ 外国証券会社国内支店及び特定金融機関等  
(外証法 第31条、第42条)
- ⑥ 金融先物取引所及びその会員等 (金先法 第52条、第92条)
- ⑦ 金融先物取引業者 (金先法 第77条、第92条)
- ⑧ 金融先物取引業協会 (金先法 第90条、第92条)

## 2 取引審査の範囲

取引審査の範囲は、政令（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条、金先法施行令第9条）で定められている。例えば、相場操縦の禁止、風説の流布の禁止、内部者取引の禁止、証券会社とその役員又は使用人の禁止行為等についての規定に関するものを審査することとされている（附属資料1－5の2の<sup>(1)</sup>参照）。

## 3 取引審査の着眼点及び視点

取引審査は、

- (1) 株価が急騰・急落した銘柄
- (2) 株価が一定期間、固定的に推移している銘柄
- (3) 対当売買執行前後の株価動向
- (4) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄
- (5) インターネットやダイヤルQ2などの情報
- (6) 一般から寄せられる様々な情報

などに着目し、

- (1) 市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか
- (2) それらの取引の中に証取法等の法令に触れる疑いのあるものはなかったか
- (3) 証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているか

などを重要なポイントとして、実施している。

また、自主規制機関である証券取引所、日本証券業協会等の市場監視部門とは、定期的又は随時に必要な情報交換を行うとともに、事実関係に関する照会を行うなど緊密な連携を図っている。

## 第2 取引審査実績

### 1 審査の実施状況

取引審査を実施するに当たっては、市場情報、企業情報の収集に努めるとともに、証券会社等から資料を徴取し、あるいは事情聴取を行い、一定期間、一定範囲の市場取引について詳細な分析を行っている。

本公表の対象期間における審査の実施状況は、以下のとおりである。

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| (1) 価格形成に関して審査を行ったもの       | 112 件 |
| 着眼点別の主な内訳                  |       |
| ・ 株価が急騰したもの                | 108 件 |
| ・ 株価が維持・固定されたもの            | 3 件   |
| (2) 内部者取引に関して審査を行ったもの      | 249 件 |
| 重要事実別の主な内訳                 |       |
| ・ 業績予想の下方修正                | 63 件  |
| ・ 業績予想の上方修正                | 29 件  |
| ・ 新株等の発行等                  | 25 件  |
| (3) その他風説の流布等の観点から審査を行ったもの | 31 件  |

また、監視委員会、財務局長等のそれぞれの審査件数は、以下のとおりである。

|       |       |
|-------|-------|
| 監視委員会 | 270 件 |
| 財務局長等 | 122 件 |

## 2 審査結果の概要

本公表の対象期間において審査した銘柄について、その審査内容を概観すれば、以下のとおりである。

株価形成に関しては、株価が急騰するなど不自然な動きをしたものを中心に審査を行った。審査の対象とした株価が急騰した銘柄の中には、特定委託者グループにより株価が引き上げられたのではないかと疑われる売買が認められた。

内部者取引に関しては、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすと思われる情報を公開することにより株価が大きく変動したものを中心に幅広く審査を行った。審査の対象とした銘柄には、業績予想の修正や新株発行などを公開したものが多かった。審査の結果、内部者取引の疑いが認められた者には、発行会社の役職員のほか、発行会社の取引先及びその役職員も含まれていた。

その他風説の流布等に関しては、インターネットの書込みに着目した審査を行ったほか、米国における同時多発テロに伴い、国内において不公正な取引が無かったか審査を行った。

審査の結果、問題が把握され、更に解明を必要とする事案については、臨店等による検査を実施するなど、一層の問題の究明に努めている。

これらの審査活動を通じて、証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能していると考えられる。

本公表の対象期間に行った主な審査事案は、以下のとおりである。

### (1) 株価形成に関して審査を行った事案

- ① A銘柄の株価が出来高を伴い急騰したが、特定委託者が複数の口座を使い株価を引上げ、その後株価が一段高となった時点

で入手した新株を売抜けたのではないかと疑いから審査を行った。

② B 銘柄の株価は特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴い急騰したが、特定委託者グループの買付けが、市場出来高に占める割合が高く、一般投資家を誘い込んでさらなる株価急騰をもくろみ高値売抜けを画策したのではないかと疑いから審査を行った。

③ C 銘柄の株価は出来高を伴いながら急騰したが、特定委託者の株価操作の疑いから審査を行った。

④ D 銘柄の株価は特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴って急騰したことや、業界誌においては一部有力仕手筋の介入との報道もあったことから株価操作の疑いから審査を行った。

⑤ E 銘柄の株価は特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴って上昇したことや、インターネット掲示板において「筋のてこ入れ」との書込みが見られたことから株価操作の疑いから審査を行った。

## (2) 内部者取引に関して審査を行った事案

① F 社は G 社に対する公開買付けについて、公表日の終値よりも高い価格で取得することを公表したが、翌日の一部報道において「F 社、一部株主に事前に示唆」との記事が掲載されたことから審査を行った。

② H 社は裁判所に破産手続き開始の申立てを行ったが、公表前に H 社の社員の売付けがあったことから審査を行った。

③ I 社は J 社との業務提携及び第三者割当増資による新株発行を行う旨を公表したが、公表前に業務提携先の関係者の買付けがあったことから審査を行った。

④ K社は民事再生手続き開始の申立てを公表したが、K社にかかる内部者取引についての情報提供が寄せられたことや、公表前に大量の売付けを行っている委託者がいたことから審査を行った。

⑤ L社は業績予想の下方修正を公表したが、公表前にL社の社員の売付けが多くあったことから審査を行った。

(3) 風説の流布、その他の観点から審査を行った事案

① インターネット上の掲示板において「明日3時からM社緊急記者会見 民事再生法申請か？」との投資家の不安を煽るような書込みがあったことから審査を行った。

② N社から「自社の経営不安を煽るような風説が流布されている」との情報提供があり、株価も急落したことから審査を行った。

## 第7章 一般からの情報の受付

### 第1 概説

一般からの情報提供は、監視委員会の検査、取引審査、及び犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、監視委員会では、発足以来、情報受付体制の整備を図り、積極的にこれらの情報を受け付けている。

情報の受付にあたっては、できるだけ多くの方から情報を集めるため、電話、文書、来訪、インターネットなど、任意の形での情報提供を受け付けており、近年は受付件数も著しく増加している。

受け付けた情報は、検査、取引審査、犯則事件の調査の各部門又は財務局長等に回付して、それぞれの業務において有効に活用しており、証券会社の検査における指摘事項の端緒になったものや、取引審査における重要な情報となったものがある。

なお、証券会社と投資者との間のトラブルに関し寄せられた情報は、監視委員会の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者において個別的な紛争解決を求めている場合は、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の証券あっせん・相談センターを紹介するなどの対応を行っている。

### 第2 情報の受付状況

監視委員会が本公表の対象期間において投資者など一般から受け付けた情報は2,181件で、前事務年度に比べ約6割の増加となっている。特に、インターネットを通じた情報提供は前年比倍増しており、全受付件数の約6割を占めている。

情報提供手段別の内訳は、インターネット1,282件、電話406件、

文書291件、来訪60件、金融庁や財務局から回付を受けたものが142件となっている。

情報の内容としては、個別銘柄に関するものが1,208件、証券会社の営業姿勢に関するものが498件、その他の意見等が475件となっている。

個別銘柄に関するものでは、相場操縦の疑いに関するものが最も多くなっており、次いで、風説の流布の疑いに関するもの、内部者取引の疑いに関するものとなっている。これら3つの類型で、全受付件数の約50%を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対しての疑念が多いことを示している。

証券会社の営業姿勢に関するものでは、無断売買に関するもの、断定的判断の提供に関するものが比較的多くなっている。なお、これらの分類には含まれないが、投資勧誘の際の説明が不十分という情報も多く寄せられている。

(詳細は別図参照)

#### 《情報の連絡先》

郵 送：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1

証券取引等監視委員会事務局

総務検査課 情報処理係

代表電話：03-3506-6000(内線3091、3093)

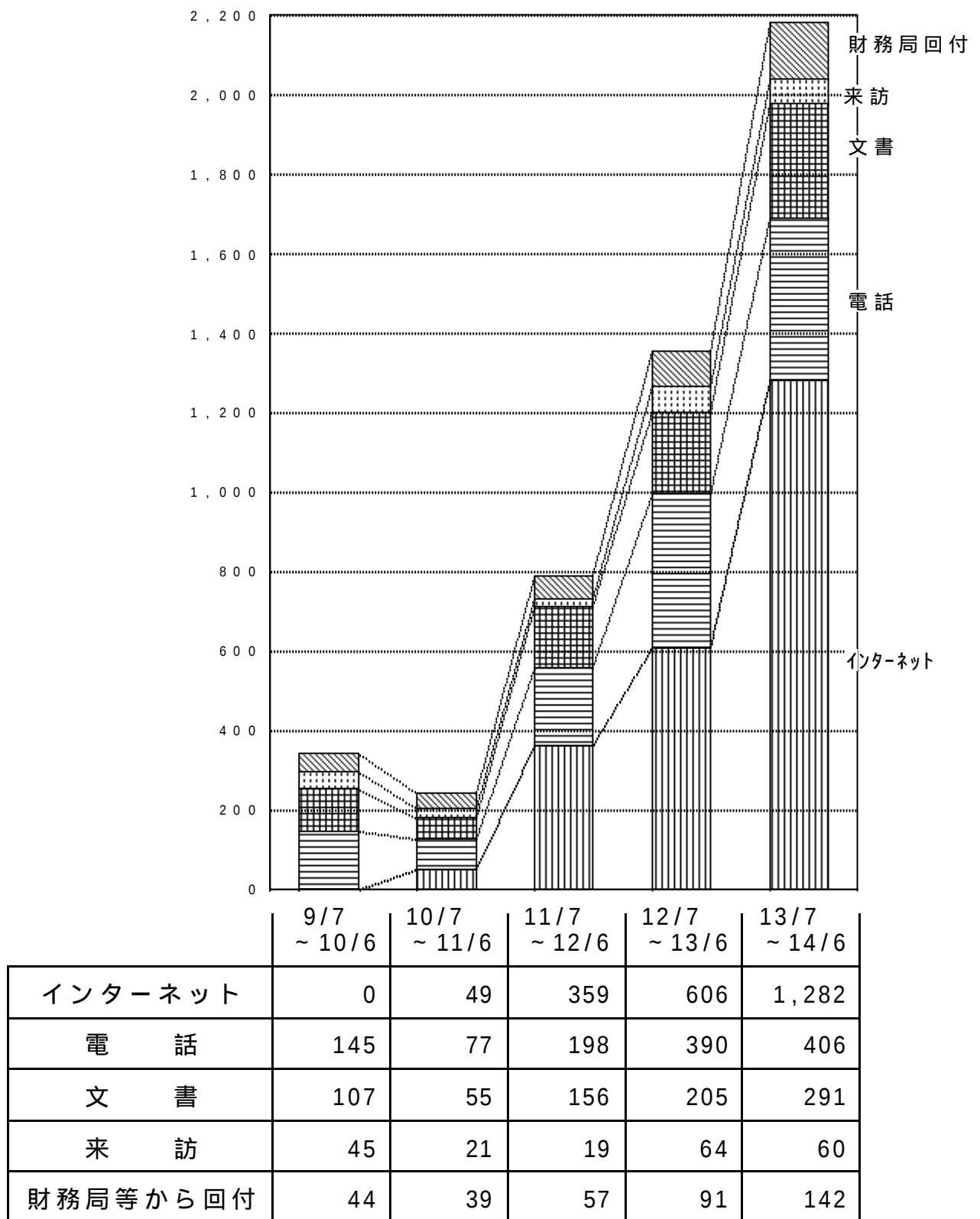
直通電話：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

# 情報の受付状況

(別図)



(注) インターネットによる情報の受付は平成11年4月から開始した。

## 情報の内訳

|                      | 9/7<br>～ 10/6 | 10/7<br>～ 11/6 | 11/7<br>～ 12/6 | 12/7<br>～ 13/6 | 13/7<br>～ 14/6 |
|----------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 個別銘柄に関する情報           | 181           | 147            | 385            | 671            | 1,208          |
| 相場操縦の疑い              | 63            | 51             | 162            | 317            | 601            |
| 風説の流布の疑い             | 0             | 32             | 68             | 124            | 294            |
| 内部者取引の疑い             | 32            | 11             | 90             | 122            | 195            |
| 有価証券報告書等の<br>虚偽記載の疑い | 15            | 10             | 39             | 85             | 90             |
| 損失保証・損失補て<br>んの疑い    | 15            | 29             | 15             | 8              | 9              |
| その他                  | 56            | 14             | 11             | 15             | 19             |
| 証券会社の営業姿勢に関<br>する情報  | 109           | 66             | 200            | 356            | 498            |
| 無断売買                 | 29            | 15             | 16             | 35             | 65             |
| 断定的判断を提供し<br>た勧誘     | 10            | 5              | 7              | 35             | 49             |
| 顧客の知識に照らし<br>て不当な勧誘  | 3             | 3              | 21             | 17             | 13             |
| 取引一任勘定取引契<br>約の締結    | 4             | 7              | 6              | 49             | 27             |
| 大量推奨販売               | 1             | 2              | 3              | 5              | 1              |
| その他                  | 62            | 34             | 147            | 215            | 343            |
| その他意見等               | 51            | 28             | 204            | 329            | 475            |
| 合                計   | 341           | 241            | 789            | 1,356          | 2,181          |

## 第 8 章 監視委員会の10年及び展望

### 第 1 節 監視委員会の10年間の活動状況

平成 4 年 7 月 20 日に発足した監視委員会は、平成 14 年 7 月 20 日をもって満 10 年を迎えた。この 10 年間に、証券市場を取り巻く環境は様々な面で大きな変化を遂げ、監視委員会の活動も常に市場を取り巻く環境の変化や新たな問題に的確に対応することが求められてきた。監視委員会は、証券会社等の検査や犯則調査などの業務を通じ、我々に与えられた責務を果たすべく様々な問題に対処してきており、その結果、告発や勧告、建議などの実績を重ねてきた。

以下、この 10 年間の監視委員会の活動について簡潔に振り返るとともに、それを踏まえて現在の取組みなどについて概説する。

（注）期間の設定については、本公表の各対象期間である事務年度（7 月から翌年 6 月）を基準に設定している。

#### 第 1 平成 4 年 7 月～平成 7 年 6 月

##### 1 監視委員会の発足

監視委員会は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、投資者の信頼を保持する目的で平成 4 年 7 月に発足し、初代の委員長に水原敏弘、委員に成田正路、三原英孝が就任した。

##### 2 告発

最初の犯則事件の告発は、平成 5 年 5 月、日本ユニシス<sup>(株)</sup>の株券に係る相場操縦事件である。この事件は、同株券について、株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的として多数の仮名口座による仮装売買、買上り買付けを行ったとして、不動産会社社長

と金融業者役員を告発したものである。

また、平成6年5月には、(株)アイベックが関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出したとして、同社及び同社社長等を告発した。

更に、平成6年10月には、日本商事(株)が開発・製造した新薬の投与により副作用死亡例が発生したとの同社の業務等に関する重要事実を知り、その重要事実の公表前に株価下落による損失を回避し、又は利益を得ようと企て、同社株券を売り付けたとして、同社役職員、取引先役職員及び医師計32名を告発した。

この期間に、上記の告発を含め、内部者取引2件・37名、風説の流布1件・1名、相場操縦1件・2名及び虚偽の有価証券報告書提出1件・3名の合計5件・43名を告発した。

### 3 勧告

行政処分等を求める最初の勧告は、平成4年12月にコスモ証券(株)に関して行っている。この案件は、証券会社の役職員が顧客間の有価証券取引について、将来他の顧客に時価を大幅に上回る価格で転売することを条件に仲介を行ったものであり、特別の利益を提供することを約して勧誘する法令違反行為が認められたものである。

また、平成5年9月に日本ユニシス(株)の株券に係る相場操縦事件に関連して、作為的な相場が形成されることになることを知りながら犯則嫌疑者からの売買注文を受託していた協生証券(株)、ユニバーサル証券(株)及び山一証券(株)とその営業員に係る勧告を行った。

この期間に、上記の勧告を含め、検査結果に基づく勧告19件、犯則事件の調査結果に基づく勧告1件、合計20件の勧告を行った。

## 4 建議

最初の建議は、(株)アイベックに係る虚偽の有価証券報告書の提出事件に関連するもので、平成6年6月に、大蔵大臣に対し日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録審査制度の改善に関して行った。

## 第2 平成7年7月～平成10年6月

### 1 新体制の発足等

監視委員会は、平成7年7月に委員長、委員の任期が満了し、委員長に水原敏弘（再任）、委員に成田正路（再任）、佐藤ギン子が就任した。

この間、金融行政組織のあり方が見直され、平成10年6月に、総理府の外局として金融監督庁が発足し、監視委員会は従来の体制のまま大蔵省から金融監督庁に移管された。

### 2 告発

この期間の主な犯則事件の告発としては、大手証券会社による損失補てん事件が挙げられる。まず、平成9年5月、野村証券(株)が、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により、いわゆる総会屋に対して損失補てんを行ったとして、同社及び同社元役職員を告発した。更に、山一証券(株)、日興証券(株)及び大和証券(株)についても、同一の顧客に対して損失補てん又は利益追加を行っていたとして、平成9年9月から10月にかけて、それぞれ証券会社、各社元役職員及び当該顧客を告発した。また、山一証券(株)については、法人顧客にも損失補てんを行っていたとして、

平成9年10月、同社及び同社元社長等を告発し、日興証券(株)については、他の個人顧客にも利益追加を行ったとして、平成10年3月、同社及び同社元副社長等を告発した。

更に、平成10年3月には、山一証券(株)が、有価証券の含み損を国内外のペーパーカンパニー等を利用して簿外で処理することにより隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出したとして、同社及び同社元会長等を告発した。

また、日本織物化工(株)が第三者割当増資を実施するために株券の発行を行う決定をしたという重要事実を知り、その重要事実の公表前に同社株券を売買することにより利益を得ようと企て、知人名義等で同社株券を買い付けたとして、平成8年8月、割当先の監査役である弁護士を告発した。

この期間に、上記の告発を含め、内部者取引4件・11名、損失補てん7件・44名、風説の流布1件・1名及び虚偽の有価証券報告書提出1件・4名の合計13件・60名を告発した。

### 3 勧告

この期間の主な勧告としては、上記証券会社による特定の顧客に対する損失補てん事件などの告発に関して、野村証券(株)（平成9年7月）をはじめ、日興証券(株)（平成9年12月、平成10年3月）、大和証券(株)（平成9年12月）に対して、行政処分を求める勧告を行った。

また、自主廃業を決定した山一証券(株)については、特定の顧客に対する損失補てん事件と併せ上記虚偽有価証券報告書提出等の法令違反が認められたとして、平成10年4月に勧告を行った。

この期間に、上記の勧告を含め、検査結果に基づく勧告56件、犯則事件の調査結果に基づく勧告6件、合計61件の勧告を行った。

(注) このうち平成9事務年度の山一証券(株)に係る勧告については、検査及び犯則事件調査双方の結果に基づく勧告であり、合計は一致しない。

#### 4 建議

この期間に、大手証券会社による特定の顧客に対する損失補てん事件に関連して、証券会社の内部管理体制等に問題点が認められたため、平成9年12月に、委託と自己の注文区分の明確化や内部管理体制の充実・強化の観点から、適切な改善措置をとるよう大蔵大臣に対して建議を行った。

### 第3 平成10年7月～平成13年6月

#### 1 新体制の発足等

監視委員会は、平成10年7月に委員長、委員の任期が満了し、委員長に佐藤ギン子、委員に高橋武生、川岸近衛が就任した。

この間、平成10年12月に金融再生委員会が発足し、平成12年7月には金融監督庁が金融庁に移行することとなり、平成13年1月には中央省庁の再編に伴い内閣府の外局としての金融庁が発足したが、監視委員会は従来の体制のままそれぞれに移管され、金融庁に監視委員会が置かれる現在の姿となり今日に至っている。

#### 2 告発

この期間の主な犯則事件の告発としては、日本長期信用銀行(株)及び日本債券信用銀行(株)に係る虚偽の有価証券報告書提出事件が挙げられる。日本長期信用銀行(株)が関連親密企業への融資の回収不能部分に対して適切な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の有価証券報告書を提出したとして、平成11年6

月、同社及び同社元頭取等を告発した。また、同年 8 月には、日本債券信用銀行(株)について、取立不能と見込まれる貸出金について適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の有価証券報告書を提出したとして、同社及び同社元会長等を告発した。

また、平成12年 3 月には、クレスパール・インターナショナル・リミテッド東京支店について、顧客にプリnston債を販売するに当たり虚偽の記載のある資料を交付し、あるいは虚偽の説明をし、もって、有価証券の売買のため偽計を用いたとして、同社及び同社元社長等を告発した。

更に、平成12年12月には、(株)東天紅の株価を高騰させるため公開買付けを実施する旨虚偽の記者発表を行うなど風説を流布し、また期限までに大量保有報告書を提出しなかったとして、会社役員等を告発した。

この期間に、上記の告発を含め、内部者取引 7 件・11名、風説の流布 1 件・4 名、相場操縦 3 件・6 名、偽計 2 件・5 名、虚偽の有価証券報告書提出 4 件・18名及び大量保有報告書の不提出 1 件・1 名の合計18件・45名を告発した。

### 3 勧告

この期間の主な勧告としては、クレスパール・インターナショナル・リミテッド東京支店に、顧客に特定の商品の勧誘をする際に、上記 2 の行為やリベートを支払うことを約束して勧誘する行為が認められたことから、行政処分を求める勧告を行った。

また、南証券については、そのグループ会社が発行する社債の募集に際して、多数の顧客に対して発行会社の実態を明らかにしないなど、社債の内容について誤解を与える勧誘資料を交付する

などの偽計を用いる行為が認められたことから、行政処分を求める勧告を行った。

さらに、ＥＢ（他社株券償還特約付社債券）に関して、平成13年５月には、東京三菱証券<sup>(株)</sup>について、ＥＢのボーナス・クーポンの支払判定日において、ＥＢの対象銘柄の株価を下落させるために実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買をする行為が認められ、また、日本グローバル証券<sup>(株)</sup>については、ＥＢの売出し時等の勧誘において、重要な事項につき誤解をさせるような表示をする行為が認められたことから、いずれも行政処分を求める勧告を行った。

この期間に、上記の勧告を含め、検査結果に基づく勧告104件、犯則事件の調査結果に基づく勧告３件、合計107件の勧告を行った。

#### 4 建議

この期間に、日本長期信用銀行<sup>(株)</sup>、日本債券信用銀行<sup>(株)</sup>における虚偽の有価証券報告書提出事件に関連して、銀行が提出する財務諸表の記載に問題が認められたため、平成11年12月に、担保として提供する資産の開示や関連当事者との取引の開示など、適切な措置をとるよう大蔵大臣に対して建議を行った。

また、証券会社の検査の結果、証券投資信託の償還乗換時の優遇措置の未利用など証券会社の営業姿勢に関する問題点が認められたため、平成12年３月に、顧客に対する誠実かつ公正な業務執行の観点から適切な措置をとるよう金融監督庁長官に対して建議を行った。

## 第4 平成13年7月～平成14年6月

### 1 新体制の発足

監視委員会は、平成13年7月に委員長、委員の任期が満了し、委員長に高橋武生、委員に川岸近衛（再任）、野田晃子が就任した。この新体制の発足時に、高橋委員長の就任談話として、個人投資家の保護を最大の目標とする「新体制の活動方針」を公表した。新体制の活動方針の主な内容としては、戦略目標を設定し、その目標の達成のための態勢整備方針を掲げ、最大の目標である個人投資家の保護に全力を尽くすとしている（附属資料「委員長談話（新体制の活動方針）」参照）。なお、新体制の発足後、監視委員会がこれまで行ってきた態勢整備については「第2節 展望（監視活動・機能強化への取組み等）」において記述する。

### 2 告発

この期間の主な犯則事件の告発としては、次のものが挙げられる。

まず、フットワークエクスプレス<sup>(株)</sup>が架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したとして、平成13年12月、同社及び同社元社長らを告発し、平成14年6月、同社の監査業務に従事していた公認会計士を告発した。

また、平成14年3月には、志村化工<sup>(株)</sup>の株券について、株価の高値形成を図り、売買を誘引する目的で、買上り買付けやいわゆる仮装売買を行うなど相場操縦を行ったとして、会社役員等を告発した。

この期間に、上記の告発を含め、内部者取引3件・5名、相場操縦1件・3名及び虚偽の有価証券報告書提出3件・16名の合計

7件・24名を告発した。

### 3 勧告

この期間の主な勧告としては、空売り規制違反について、平成13年12月にゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店、平成14年1月にモルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド東京支店、同年6月にはドレスナー・クラインオート・ワッサー・スライ（ジャパン）リミテッド東京支店について行政処分を求める勧告を行った。

この期間（1年間）に、上記の勧告を含め、検査結果に基づく勧告25件、犯則事件の調査結果に基づく勧告1件、合計26件の勧告を行った。

## 第2節 展望（監視活動・機能強化への取組み等）

証券市場の公正性・透明性を確保し、監視委員会がその職責を果たすために、以下のような諸施策の実現に向けて努力している。

### 第1 市場監視体制の整備

#### 1 体制の強化

平成14年度の機構・定員については、国家公務員全体の厳しい定員事情のなか、個人投資家の信頼を向上させるための検査体制の強化、金庫株の解禁に伴う審査体制や犯則事件の調査体制の強化を大きな柱として要求を行った結果、平成13年度末の定員（122人）に対して61人の大幅な増員が認められ、監視委員会の平成14年度末の定員は182人となった。増員の内訳としては、証券会社等の検査を行う証券取引検査官室において20人、日常的な

市場監視を行う取引審査部門において17人、犯則事件の調査を行う特別調査課において22人、一般の投資家等から情報を受け付ける情報処理係において2人となっている。

（注）増員の他に定員削減による1人の減がある。

また、財務局等の証券取引等監視官部門においても全体で39人の増員が認められ、財務局等の証券取引等監視官部門の平成14年度末の定員は182人となり、監視委員会と財務局等の増員を合わせると100人の大幅な増員が図られた。

## 2 組織・機構の整備

### (1) 検査官室の部門制の採用

証券会社は、大手や準大手など従来の規模による分類に加え、インターネット取引専門やP T S（私設取引システム）運営業務など専門的な特色を活かした新たな形態のものが増加してきている。このような状況に的確に対処するため、監視委員会は、平成14事務年度から、検査班の編成方式として業態の特色に対応した部門制を採用し、的確かつ効果的で、更に専門性の高い検査を実施することとした。

具体的には、被検査法人を業態別に区分し、①国内大手証券会社、②国内準大手証券会社とインターネット取引専門の証券会社、③外国証券会社の3部門に分けた検査体制とし、各部門に民間専門家を配置して検査を行うこととし、これとは別に、問題が発生した場合に機動的に対処するため機動部門を設置した。

### (2) 市場分析審査室の設置

自主規制機関等との情報交換やマーケット・サーベイランス・ルーム（注）を通じて行う市場情報の収集・管理、また、社

会的に関心が高く、即時対応が必要とされる案件に対する機動的な審査等の実施、さらに、急増する一般投資家からの情報提供の効率的な処理のため、平成<sup>14</sup>事務年度から新たに市場分析審査室を設置した。市場分析審査室は、従来の取引審査部門と総括部門の情報処理係を合体して人員も大幅に増員したものである。

その上で、取引審査の担当者を情報班、機動班、株価班、内部者取引班の4つのグループに編成替えし、それぞれが専門的に業務を行うことにより、効率的かつ機動的な審査を行うことを可能とした。更に、情報処理係を加えたことにより、情報収集分析・審査体制をより一層強化した。

（注）インターネット監視システムの拡充、各種情報端末の増設等に伴い、情報収集システムを集約化したマーケット・サーベイランス・ルームを平成<sup>14</sup>年4月から設置。

## 第2 情報収集・分析能力の向上

### 1 情報収集体制の充実

#### (1) 情報収集体制の充実

近年、一般の個人投資家や企業から寄せられる証券取引に関する情報は急増してきており、特にインターネットを通じて寄せられる情報が増加してきていることから、これらの情報に的確に対応し、有効に処理するため、平成<sup>14</sup>年度において総務検査課の情報受付担当者を2人増員した。更に、証券取引検査官室、取引審査部門及び特別調査課に、各業務で収集した情報を処理・分析する担当者を配置することにより、有効な情報の収集及びその活用に努めている。

特に、取引審査部門については、上記情報処理係を加え、市場分析審査室として改組し、市場情報の収集・管理の強化及び即時対応が必要な案件に対する機動的な審査を行うため、従来の不公正取引に係る審査のほかに、新たに情報班及び機動班を設けて情報収集・分析能力の拡充を図ることとしている。

また、証券会社等の検査を行う証券取引検査官室においても、様々な情報に迅速に対応するための機動班を構成し、的確な検査を実施することとしている。

## (2) 証券総合システム（SCAN－System）の開発等

監視委員会の業務は、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、これを効率的に行うため業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行っている。このシステムは、証券会社の検査や日常的な市場監視、犯則事件の調査など監視委員会の業務に幅広く活用される総合的な電算システムである。

その主な機能としては、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。

### ① 証券会社検査系システム

証券会社の各種財務データ、検査結果概要データ等を取りまとめ、証券会社検査に対する分析を行うものであり、平成7年度から稼働している。

### ② 取引審査系システム

内部者取引、株価操縦等の審査の基礎資料作成の過程において、上場銘柄・店頭銘柄で株価が不自然な動きをした銘柄の網羅的な検索、重要事実に関する公表内容や取引内容の検索を可能としている。また、個別銘柄に係る内部者取引審査のための分析機能があり、平成9年度から稼働している。

また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）」及び「情報管理システム」がある。

③ インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）

インターネット上の掲示板などに掲載されている膨大な証券情報を監視するためのシステムであり、平成12年度から稼動している。

なお、本公表の対象期間において開発した「インターネット証券情報分析システム（インターネット上で、複数キーワードによる悪質な情報の常時検索・抽出）」を統合し、より実効性のあるシステムとなっている。

④ 電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）

有価証券報告書等の財務内容に関する不正行為（虚偽記載等）の分析作業を効率化及び充実するためのシステムであり、平成13年度から稼動している。

⑤ 情報管理システム

監視委員会に寄せられる各種の証券取引情報を迅速に処理（監視委員会ホームページからの情報の自動抽出、担当部門への自動回付等）し、情報処理業務の効率化を図るシステムであり、平成14年度から稼動している。

証券総合システムは、これまでに基本的な開発を終了したところであるが、監視委員会の業務の効率化の観点から引き続き各システムの機能充実等を進めているところである。

なお、証券総合システムは、平成10年度に、関東、近畿、東

海の各財務局に、平成12年度に、東北、北陸、中国、福岡、沖縄の各財務局等に、本公表年度には、北海道、四国、九州の各財務局に導入し、全財務局への導入が完了した。

## 2 情報分析機能の向上

近年、新たな金融商品が続々と開発されるとともに、情報通信技術の急速な発展などを背景に証券市場を取り巻く環境が著しく変化してきている。こうした状況に的確に対応するため、新たな知識や技能を習得するための職員研修を行うとともに、民間企業等での勤務経験を有し、証券取引に関する専門的な知識を有する人材を積極的に採用している。

### (1) 職員研修の充実

監視委員会は、これまで実際の検査などオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて日常的に職員の資質向上に努めるとともに、様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきた。

また、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、デリバティブやインターネット証券取引に関する専門的な研修を実施している。

さらに、アメリカの証券取引委員会（SEC）や商品先物取引委員会（CFTC）が主催する外国当局向けのトレーニングプログラムに監視委員会の職員を派遣している。

### (2) 民間専門家の登用

監視委員会は、的確な市場監視を行うため、従来から、デリバティブ等の専門的な知識を有する民間実務経験者を積極的に採用するとともに、任期付職員法に基づいて弁護士や公認会計士を採用するなど、専門的な知識を有する民間人を積極的に登用してきている。

具体的に、本公表の対象期間においては、従来のデリバティブやシステムに係る専門的知識を有する人材のほか、新たに有価証券のディーリングやトレーディング業務や法務・会計等に関して高度の専門的知識を有する人材の募集を行い、合計で25人を採用している。

## 第3 関係当局との連携

### 1 概説

監視委員会は、金融庁検査局との間で同時検査を実施するなど更なる連携の強化に努めるとともに、各証券取引所や日本証券業協会など自主規制機関との間でも意見交換会を開催するなど連携の強化に努めている。

### 2 金融庁関係部局との連携

監視委員会は、その業務を遂行する上で、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で、日常的に情報交換を行うなどの緊密な連携に努めている。この中でも、検査局との間では、日常的な情報交換のほか、効果的な検査を実施するために、同一の被検査法人に対して同時検査を実施するなど、緊密な連携に努めているところである（第3章「検査」参照）。

### 3 自主規制機関との連携

日本証券業協会や各証券取引所などの自主規制機関は、証券市場の公正を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、会員等が適正に業務を遂行しているかどうかをチェックする重要な機能を有している。

監視委員会は、市場の公正を確保し、投資者の信頼を保持するという目的を達成するために、証券市場の監視活動を効果的に行う上で、自主規制機関との緊密な連携が重要であると認識し、従来から、証券会社の検査や取引審査の面で日常的な情報交換を行ってきたところであるが、平成13年10月以降、以下のとおり各自主規制機関の幹部と監視委員会との定期的な意見交換会を開催し、証券市場の課題や自主規制機関のあり方などについての自由な意見交換を行うことにより、さらなる連携の強化を図っているところである。

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 日本証券業協会  | 平成13年10月、平成14年2月         |
| 東京証券取引所  | 平成13年11月、平成14年1月、平成14年4月 |
| 大阪証券取引所  | 平成13年11月、平成14年4月         |
| 名古屋証券取引所 | 平成14年3月                  |

## 第4 海外証券規制当局との連携

### 1 概説

近年、証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国内市場の公正の確保の上で、法務執行(enforcement)における国際的な協力と連携の強化がますます重要な課題となっている。監視委員会としても、英国や米国の証券規制当局首脳と率直な意見交換を行ったほか、主要な国際会議に参加するなど、金融庁とともに海外の証券規制当局との連携の強化に努めており、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

### 2 IOSCO（証券監督者国際機構）

I O S C O は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、世界の101の国・州・地域から177機関が加盟している（平成14年5月現在）。監視委員会は平成5年10月に加盟しており、様々な会議に積極的に参加している。

(1) 年次総会

各国当局の委員長レベルの会合であり、平成14年5月にトルコのイスタンブールで開催された第27回総会に高橋委員長が参加した。

(2) 法務執行及び情報交換に関する常設委員会

I O S C O には、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決策を提案することを目的として、専門委員会と、その下に5つの常設委員会(Standing Committees) が設置されており、監視委員会は、そのうち法務執行及び情報交換に関する常設委員会（S C 4）に参加している。

S C 4 は、本年度、後記(3)のテロ対策プロジェクト・チームの起草した多国間M O U（覚書：Memorandum of Understanding）に対し、実際に情報交換を実施する立場から助言を行った。

(3) テロ対策プロジェクト・チーム

平成13年9月11日のテロ事件を受けて急速設置され、効果的な情報交換のための多国間M O U案の作成を行った。監視委員会は金融庁と共にプロジェクト・チームに参加し、できるだけ多くの国・地域の当局間で情報交換が行えるようにすべきとの観点から議論に参加した。

(4) アジア太平洋地域委員会

I O S C O 内の地域ごとの枠組みであるアジア太平洋地域委

員会（平成14年3月、インドネシア）に参加し、経済的にもつながりの強いアジア地域の規制当局との連携を強化した。

### 3 その他の国際会議・研修

証券当局の法務執行担当者の非公式な意見交換の場であるウィルトンパーク会合（平成14年6月、英国）に出席した。

また、平成14年2月に東京で開催した「第1回証券法務執行セミナー」において、アジア証券当局スタッフに対し、調査・検査実務を紹介し、好評を得た。

### 4 海外証券当局との情報交換協定の締結

証券取引の国際化が進展するに従い、国境を越えて各国市場の公正を害する行為が発生することが予想されるため、海外当局間の情報交換は必要不可欠である。海外当局と非公開情報の交換を行うためには、金融庁が情報交換の主体となったMOUなどの情報交換協定を外務省と協議しつつ締結することが必要となる。

平成13年12月にはシンガポール金融管理局と、平成14年5月には米国証券取引委員会（SEC）及び商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換協定が締結され、監視委員会の国際的情報収集能力が一層強化された（海外証券当局との情報交換については証取法第189条参照）。

### 5 海外証券当局との二国間交流・協力

国際会議などの場以外の二国間ベースでも、海外当局との連携関係構築の見地から、公式・非公式を問わず、積極的な意見交換・交流が行われている。

例えば、平成13年12月には、高橋委員長が英国及び米国を訪問

し、英国金融サービス機構（F S A）のデイビス理事長や米国 S E C のピット委員長、C F T C のニューサム委員長らと会談した。

また、米国・英国の証券規制当局や全米証券業協会（N A S D）等の自主規制機関と、国際的に活動を行っている証券会社の検査に係る海外実地調査等、協力の在り方について協議を行っている。

## 第 5 個人投資家との連携

### 1 概説

監視委員会は、個人投資家の視点に立って、監視委員会のホームページを充実し、監視委員会の活動に関してタイムリーな情報提供に努めている。また、国内各地で投資家との意見交換会を開催し、個人投資家との直接対話を通じて、個人投資家に有用な情報を積極的に提供するとともに、証券取引に関する個人投資家からの情報提供を呼びかけている。

### 2 ホームページの充実

監視委員会は、ホームページを通じて様々な情報を提供してきたところであるが、平成13年7月の新体制の発足にあわせて、その内容を刷新した。その後も記者会見の概要や勧告などの公表資料等をタイムリーに掲載しており、今後とも、個人投資家に有用な情報を積極的に提供することとしている。

### 3 投資家との意見交換会の開催

監視委員会は、個人投資家との直接対話を通じて、日常の監視業務を通じて得られた様々な事例等の証券取引に関する情報を個

人投資家に提供するとともに、証券会社の営業姿勢等に関する個人投資家からの有用な情報提供を呼びかけ、また、監視委員会の活動に対する意見を聞くために、個人投資家と委員長や両委員が証券市場や取引の問題について自由な意見交換を行う「投資家との意見交換会」を国内各地で開催したところである。

平成13事務年度においては、平成13年12月名古屋市、平成14年1月福岡市、同年4月大阪市、同年5月仙台市、同年6月札幌市の5カ所で開催した。参加者からは、「公正で透明な市場とするため監視委員会の役割が益々重要になっているので、法令違反を厳正に取り締まって欲しい。」、「監視委員会の存在自体が不正行為を抑えることになるのだから、活動内容のPRをもっと積極的に行うべきである。」といった監視委員会の活動に対する激励、意見や、投資勧誘の際に行う説明が不十分であることなど、証券会社の営業姿勢についての意見、その他建設的な意見を数多く頂いた。こうした貴重な意見を、監視委員会の今後の活動に活かしていきたいと考えている。

なお、それぞれの意見交換会の概要は、監視委員会のホームページに掲載しているので参考にして頂きたい。

## 第6 インターネット取引等への取組み

### 1 概説

近年の情報通信技術の急速な進展に伴い、その象徴的な存在であるインターネットは、わが国においても利用者が急激に拡大しており、膨大な数の様々なホームページが開設されるなど、新たな情報伝達手段として普及してきている。

また、平成11年の株式売買委託手数料の完全自由化とも相俟っ

て、インターネットを利用した証券取引が個人投資家を中心に増加していることから、インターネットを利用した不公正取引に対する監視活動の重要性が高まっている。

こうした環境の変化に対して、監視委員会としては、平成13年度においてインターネット審査官2名を設置し、平成14年度においても3名を増員するなど体制の充実に努めるとともに、インターネット巡回監視システムを活用し、日常的にインターネット上の各種掲示板等で発せられる様々な情報の収集、内容の分析を行い、また、証券会社の検査においてもインターネットを利用した取引の実態を検証している。

## 2 インターネット取引を扱う証券会社への検査

近年、インターネットを利用した証券取引の顧客数や取引高がその利便性などから増加しており、証券市場におけるインターネット取引の影響度も大きくなってきている。

監視委員会は、インターネット取引を扱う証券会社に対しても検査を実施しており、その取引の実態や証券会社における取引管理など内部管理上の問題を中心に検査を実施している。

こうした検査の中で、口座開設時の本人確認について内部管理上の問題が認められた（第3章「検査」参照）。

## 3 インターネット・サーフ・デイ

インターネットは、証券取引に大きな変革をもたらし、個人投資家にとって豊富な情報をより容易に入手できるなどのメリットがある一方で、証券市場における不正行為に対しても新たな手段や機会を与えるものである。

このような問題意識の下、監視委員会は独自に、平成13年12月

19日にインターネット・サーフ・デイを計画・実施し、インターネット上の証券取引に係る不正行為の実態把握を行った。

これまでも、監視委員会は、平成12年3月と平成13年4月に、IOSCOに加盟する多数の証券規制当局と国際的に連携してインターネット・サーフ・デイを実施している。

今回のインターネット・サーフ・デイは、インターネット審査官を中心とする監視委員会と財務局の担当者約20名が、特定の時間帯に、検索エンジンやインターネット巡回監視システムを利用して、証券取引に関する約2,000のホームページや掲示板について、風説の流布や内部者取引等の観点から、問題のある表示や書込みについての実態を把握したものである。この結果、48のホームページや掲示板については、風説の流布や内部者取引、株価操作などの観点から継続的に注意を払う必要があると認められたことから、今後も継続して監視の対象とすることとした。

#### 4 インターネット巡回監視システム

また、監視委員会が、これらのインターネット上の様々な情報を数名の担当者で日常的にチェックするには限界があるため、「インターネット巡回監視システム」及び「インターネット証券情報分析システム」を開発し、効率的な監視を行うことに努めている。

「インターネット巡回監視システム」は、あらかじめ選定した特定のホームページを自動的・定期的に巡回して情報を収集・蓄積し、その中から必要に応じて、特定の銘柄等についての検索ができるというものである。また、「インターネット証券情報分析システム」は、不特定多数のキーワードにより悪質な情報の常時検索・抽出を行うものである。さらに、両システムの機能を有機

的に統合し、インターネット上の問題のある表示や書込みに対する監視範囲・機能を向上させる改良を進めている。これにより、日々更新され、増大するインターネット上の情報収集の効率化を図っている。

## 関係機関の活動状況

## 第9章 自主規制機関の行う公正確保業務

### 第1 監視委員会と自主規制機関との関係

自主規制機関（日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所）は、市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正な業務を行っているかどうかの監査を行うことになっており、監視委員会と自主規制機関とは、市場の監視について、いわば「車の両輪」としての役割を担っている（附属資料1－6参照）。

一方、監視委員会は、自主規制機関の監査の業務が適切に執行されているかどうか、あるいは、自主規制機関が法令・自主規制ルール等に違反した会員等の処分を厳正に行っているかどうかについて、検査する立場にもあり、本公表の対象期間においては、<sup>(株)</sup>東京証券取引所及び<sup>(株)</sup>大阪証券取引所の検査を行っている。

自主規制機関は、仲介者等を会員等としつつ、適切な行為規範を確立し、会員等にその遵守を求めること等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものであり、今後、金融システム改革が進展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となっており、その活動の一層の充実が期待されている。監視委員会としては、このような関係にある自主規制機関と常に緊密な連絡・連携を図っている。

各自主規制機関の平成13年4月から平成14年3月（以下「平成13年度」という）における活動状況は、それぞれ以下のとおりである。

## 第2 日本証券業協会の活動状況

日本証券業協会の平成13年度における活動状況は、以下のとおりである。

### 1 会員に対する監査の実施状況

#### (1) 監査の重点事項

監査は、会員（注1）の①顧客資産に係る分別保管の実施状況について点検を行うこと、②外務員登録の状況について点検を行うこと、③公正な取引の確保の観点から法令・諸規則の遵守状況について一層的確な点検を行うこと、④投資勧誘の適正化を一層推進する観点から、リテール営業のいわゆる「適合性の原則」（注2）の遵守状況について点検を行うこと、⑤法令遵守体制、内部管理体制の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行うことを重点事項としている。

（注1）日本証券業協会の協会員は、権利義務の違いにより次の2種類に区分される。

- ① 会 員 証券会社及び外国証券会社
- ② 特別会員 登録金融機関

（注2）「適合性の原則」とは、証券会社の投資勧誘は、投資者の投資判断に対して大きな影響を与えることから、投資者の意向と実情に適合したものでなければならないという考え方であり、証券会社は、顧客の投資経験や投資目的、財産状況等について、十分把握するよう努めることが求められている（証取法第43条、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第2条以下参照）。

#### (2) 監査の実施状況

平成13年度は103社（国内証券会社89社、外国証券会社14社）

の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料 3－2 の 1 の<sup>(1)</sup>を参照。

### (3) 監査結果の概要

平成13年度における監査の結果をみると、①法令関係（主として法令で定められているもの）に関して、顧客分別金の信託不足、未登録者の外務行為、事故確認等一定の手続を経ないことなどにより生じた損失補てん、空売りの明示義務違反・価格規制違反等が引き続き把握されているほか、②協会規則関係（主として協会規則で定められているもの）に関して、社内規則の未制定、顧客との金銭・有価証券の貸借、仮名取引の受託等といった違反が認められた。

これら法令・規則違反のうち、特に改善を図る必要があると認められた会員26社（平成12年度54社）については、改善状況報告書の提出を求めている。

## 2 特別会員に対する監査の実施状況

### (1) 監査の重点事項

特別会員に対する監査は、①顧客資産に係る分別保管の実施状況について点検を行うこと、②外務員登録の状況について点検を行うこと、③公正な取引の確保の観点から法令・諸規則の遵守状況について一層的確な点検を行うこと、④投資勧誘の適正化を一層推進する観点から、リテール営業のいわゆる「適合性の原則」の遵守状況について点検を行うこと、⑤法令遵守体制、内部管理体制の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検を行うことを重点事項としている。

### (2) 監査の実施状況

特別会員に対する監査は、主に日本証券業協会から業務委託を受けた全国銀行協会などの特別会員の組織する団体（６団体）が、日本証券業協会から監査員に任命された職員をもって実施しており、平成13年度は70機関（銀行45、信用金庫13、保険会社10、短資会社１、証券金融会社１）の監査を実施している。

なお、監査の実施状況については、附属資料３－２の１の<sup>(2)</sup>を参照。

### (3) 監査結果の概要

監査の結果、顧客資産の分別保管の不徹底、顧客分別金の信託不足、振込国債に係る日銀口座における自己口から預り口への振替指図遅延、未登録者の外務行為、注文伝票等の記載内容の不備等の法令・諸規則違反が認められた。

## 3 売買審査の実施状況

### (1) 店頭売買有価証券の売買管理

売買審査の業務を行う店頭市場部は、店頭登録株式について、市場情報を自ら収集し、株価・出来高や会員の売買取引に係る関与状況の把握を行って、その内容に異常性を認めた銘柄のほか、法令違反の事実や、店頭登録会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した銘柄の売買内容を調査し、必要がある場合には、さらに詳細な審査を行っている。

売買審査の結果、必要があれば監査部による監査を要請するなど、関係各部門が相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

また、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した会員に対して、再発防止の観点から定款に基づく措置

を講じており、不適正な売買取引とは認められないものの、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、会員に対し注意を行っている。

なお、審査の実施状況については、附属資料3－2の2を参照。

(2) 取引所有価証券市場外における上場有価証券の売買管理

上場有価証券の取引所有価証券市場外売買に関し、売買価格の適合状況等についての適切な管理を行っている。

4 協会員に対する処分等の概要

日本証券業協会は、協会員が法令又は協会の規則等に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなど定款第25条に定める事項に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えた上、理事会の決議により、譴責、1億円以下の過怠金の賦課（平成10年2月から、重大な法令違反等の場合は上限5億円）、6か月以内の会員権の停止・制限又は除名の処分を行うことができる。

平成13年度に行った定款第25条に基づく処分は、過怠金の賦課が15件・総額3億9,200万円となっている。

第3 証券取引所の活動状況

証券取引所の平成13年度における活動状況は、以下のとおりである。

1 会員等に対する検査の実施状況

(1) 主な検査項目

会員又は取引参加者（以下「会員等」という）に対する検査（東京証券取引所においては考査。以下同じ）は、法令及び証券取引所の定める自主規制ルールの遵守状況等を検査項目として実

施している。東京証券取引所及び大阪証券取引所においては、①主に取引参加者の受託から決済に係る業務に関する法令及び取引所規則等の遵守状況について、より効率的で深みのある検査を実施し、違反行為に対しては厳格な措置を講ずること、②違反行為の指摘に止まらず、取引参加者の社内管理体制の詳細を把握し、未然防止の観点から、取引参加者のコンプライアンス体制の充実に資するべく、的確なサポートを行うこと、③効率的な考査を行うべく、他の自主規制機関との調整を図ることを基本姿勢としている。

## (2) 検査の実施状況

平成13年度は、東京証券取引所においては50社（国内証券会社41社、外国証券会社9社）について、また、大阪証券取引所においては11社（国内証券会社）について検査を実施している。

## (3) 検査結果の概要

東京証券取引所及び大阪証券取引所の平成13年度における検査結果をみると、①取引一任勘定取引の契約の締結、②法定帳簿の記載不備等、③顧客資産の分別保管等に関する不備、④不適正な約定訂正処理、⑤上場前の公募又は売出しに関する不備、⑥信用取引委託保証金に関する不備、⑦新規上場銘柄の売買に関する規制措置違反、⑧差金決済取引に類似した不適正取引、⑨考査を忌避する行為などが認められている。

なお、検査の結果、改善を図る必要があると認めた場合は、その会員等に対して改善報告書の提出を求め、必要な指導を行っている（平成13年度は、東京証券取引所において23社、大阪証券取引所においては5社から改善報告書の提出を求めている）。

なお、検査の実施状況については、附属資料3－5の1を参照。

## 2 売買審査の実施状況

東京証券取引所を例にとると、売買審査の業務を行う売買審査部は、集積した市場データ等から抽出した銘柄、株式部等から売買取引の状況に異常性があると連絡を受けた銘柄や、上場部から有価証券の投資判断に重要な影響を与える情報が生じたと連絡を受けた銘柄について調査・審査を行い、関係各部門と相互に緊密な連携を図りつつ市場監視を行っている。

売買審査の結果、不適正な売買取引が認められた場合には、その売買取引に関与した取引参加者に対して、再発防止の観点から、処分を含め内容に応じた措置を講じている。また、不適正な売買取引とは認められないまでも、その疑いが持たれる売買取引が認められた場合には、不公正取引の未然防止の観点から、今後の取引に関して慎重を期するよう注意を喚起している。

なお、大阪証券取引所をはじめ他の証券取引所においても同様に売買審査を行っており、平成13年度においては、大阪証券取引所の売買審査の結果、空売り規制に係る不適正な売買取引が認められ、関与した取引参加者について処分を実施している。

なお、売買審査の実施状況については、附属資料3－5の2を参照。

## 3 会員等に対する処分等の概要

証券取引所は、会員等が法令又は定款等の諸規則に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたときなどの場合は、その会員等を審問の上、1億円以下の過怠金の賦課（法令等に違反し、証券取引所の信用を著しく失墜させた場合は上限5億円）、戒告、市場における有価証券の売買等の停止・制限、6か月以内の会員権の停止又は除名（取引参加者の場合は取引資格の取消し）の処分を行うこと

ができる。

また、会員等が法令により業務の停止又は登録の取消しの行政処分を受けた場合には、その処分の内容に応じ、市場における有価証券の売買等の停止・制限又は取引資格の取消しを行う。

平成13年度に東京証券取引所が行った処分は、過怠金の賦課が18件・総額1億9,000万円、戒告が4件となっており、売買等の制限を課したものが11件となっている。また、大阪証券取引所においては、過怠金の賦課が3件・総額1億3,100万円となっており、売買等の制限を課したものが7件となっている。

## 第4 金融先物取引業協会の活動状況

金融先物取引業協会の平成13年度における会員に対する監査は、金融先物取引の受託管理の状況、証拠金の管理状況、金融先物取引に係る行為規制の遵守状況を主な監査項目として実施している。

監査の結果をみると、法定帳簿及び事業報告書の記載不備、社内規程の不備、証拠金の管理不備のほか取引一任勘定取引とみられる事例等が認められており、これらについては是正を指導している。

なお、監査の実施状況については、附属資料3－9を参照。

## 第5 東京金融先物取引所の活動状況

東京金融先物取引所の平成13年度における会員に対する考査は、金融先物取引の受託管理の状況、社内管理体制の整備状況、金融先物取引に係る禁止行為等に関する諸規則の遵守状況を主な考査事項として実施している。

考査の結果をみると、証拠金を適正に分別管理していない事例、

自社システムによる取引の執行、或いは、注文伝票の作成・保存が適正に行われていない事例等が認められており、これらについては是正を指導している。

なお、考査の実施状況については、附属資料 3－12 を参照。

## おわりに（個人投資家の皆様へ）

監視委員会は、昨年の新体制発足時に委員長談話として個人投資家の保護を最大の目標とする「新体制の活動方針」を公表しました。

監視委員会としては、新たな活動方針の中で最大の目標として位置づけた個人投資家の保護を図るため、証券犯罪の一掃や悪質な証券会社の摘発に向け最大限の努力を続けています。

個人投資家の皆様が株式や債券などの金融商品に投資されるに当たって、最も重要な考え方のひとつは「自己責任原則」です。

有価証券など金融商品への投資に当たっては、個々の金融商品にはその性格に応じた投資効果が期待できる半面、常にそれに見合ったリスクが伴うということに留意して頂きたいと思います。

近年、新たなタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多く提供されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な商品もあり、一般の個人投資家にとって容易に理解し難い商品もあるのではないかと考えられます。しかし、最終的な投資効果を享受するのも損失を負うのも投資家自身であることを忘れず、投資判断に当たっては、金融商品のもつリスクについても投資家自身で十分に検討することが必要です。

もちろん、金融商品を提供する証券会社にも、金融商品を勧誘する際には、その金融商品のリスクなど重要な商品性を顧客が理解できるよう、十分な説明を行うことが求められています。

証券会社に対して市場ルールの遵守状況について検査を行う監視委員会としては、金融商品の勧誘に当たって個人投資家に対する虚偽表

示や誤解をさせるような勧誘行為がないかとの観点から厳正に検査を行い、証券会社の行動に問題が認められた場合には、その是正を厳しく求めています。

個人投資家の皆様も、複雑な金融商品の商品性を理解することには、苦勞が伴うかもしれませんが、金融商品に投資する際には、商品性を説明したパンフレットや営業員のアドバイス等により、その金融商品のリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが発生した場合に、いかに対処するかを予測した上で、納得できる金融商品を選択して頂きたいと思います。

監視委員会は、投資家との意見交換会を各地で開催し、多数の個人投資家から、証券会社の営業姿勢に関する意見や監視委員会の業務に対する要望などを聞かせて頂きました。また、電話やインターネットなどを通じて、一般の方からの情報提供の件数も飛躍的に伸びてきています。これまで皆様から寄せられた多数の貴重なご意見や情報は、監視委員会の業務において有効に活用させて頂いています。

これまで紹介してきた活動状況は、個人投資家のご理解や関係各機関との緊密な連携による成果であるとともに、監視委員会の個々の職員の不断の努力の積み重ねであると考えています。

証券市場を取り巻く環境が不断に変化するなかで、今後とも監視委員会は、個人投資家の保護のため、証券市場の公正に重大な影響を及ぼすような問題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を果たして参りたいと考えています。